

石綿による健康被害の救済に関する法律
（救済給付関係）
逐条解説

平成 18 年 6 月
環境省

目 次

第1章 総則

第1条（目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2条（定義等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 救済給付

第1節 支給等

第3条（救済給付の種類等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4条（医療費の支給及び認定等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5条（認定の申請中に死亡した場合）・・・・・・・・・・ 16

第6条（認定の有効期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第7条、第8条（認定の更新）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第9条（認定の取消し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第10条（判定の申出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第11条（医療費の支給）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第12条（医療費の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第13条（保険医療機関等に対する医療費の支払等）・・・・ 24

第14条（審査委員会からの意見聴取、支払基金への委託）・・ 26

第15条（緊急時等における医療費の支給の特例）・・・・ 28

第16条（療養手当の支給）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第17条（医療費等の請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第18条（未支給の医療費等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第19条（葬祭料の支給）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第20条～第22条（特別遺族弔慰金等の支給等）・・・・・・ 37

第23条（救済給付調整金の支給）・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第24条（判定の申出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第25条（救済給付の免責）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第26条（他の法令による給付等との関係について）・・・・ 43

第27条（不正利得の徴収）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第28条（受給権の保護）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第29条（公課の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第30条（環境省令への委任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第2節 費用

第31条（基金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第32条（交付金等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第33条（地方債の特例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第34条（国庫の負担）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第 35 条 (一般拠出金の徴収及び納付義務)	59
第 36 条 (機構に対する交付)	63
第 37 条 (一般拠出金の額)	64
第 38 条 (第一項一般拠出金の徴収方法等における徴収法の準用について)	66
第 39 条 (第二項一般拠出金の納付等)	73
第 40 条 (第二項一般拠出金の延納)	74
第 41 条 (督促及び滞納処分)	75
第 42 条 (延滞金)	77
第 43 条 (先取特権の順位)	78
第 44 条 (徴収金の徴収手続)	79
第 45 条 (船舶所有者に対する報告の徴収等)	81
第 46 条 (環境省令への委任)	82
第 47 条 (特別拠出金の徴収及び納付義務)	83
第 48 条 (特別拠出金の額の算定方法)	84
第 49 条 (特別拠出金の額の決定、通知等)	85
第 50 条 (準用)	86
第 51 条 (環境省令への委任)	87
第 3 節 雑則	
第 52 条 (被認定者等に対する報告の徴収等)、第 53 条 (受診命令)、第 54 条 (救済給付の一時差止め)	88
第 55 条 (保険医療機関等に対する報告徴収等)	90
第 56 条 (診療を行った者等に対する報告徴収等)	91
第 57 条 (事業主に対する資料の提出の要求等)	92
第 58 条 (秘密保持義務)	93
第 4 章 不服申立て	
第 75 条第 1 項 (審査請求の内容とその請求対象)	94
第 75 条第 2 項 (行政不服審査法の適用関係)	96
第 75 条第 3 項 (公害健康被害補償法の準用)	97
第 76 条 (異議申立て)	98
第 77 条 (不服申立てと訴訟との関係)	99
第 5 章 雑則	
第 80 条 (調査及び研究について)	102
第 81 条 (公務所等への照会)	103
第 82 条 (期間の計算)	105
第 83 条 (戸籍事項の無料証明)	106

第 84 条（経過措置の命令委任）	107
第 86 条（命令への委任）	108
第 6 章 罰則	
第 87 条（秘密保持義務違反の罰則）	109
第 88 条第 1 項（事業主等に関する罰則）	110
第 88 条第 2 項（労働保険事務組合に関する罰則）	111
第 88 条第 3 項（船舶所有者、特別事業主に対する報告徴収等に係る罰則）	112
第 89 条第 1 項（被認定者等、診療を行なった者等に対する報告徴収等に係る罰則）	113
第 90 条（両罰規定）	114
第 91 条（機構が認可を受けず滞納処分を行った場合の罰則）	116
附則	
附則第 1 条（施行期日）	117
附則第 2 条（施行直後に申請せず死亡する被害者のための経過措置）	120
附則第 3 条（国庫の負担の特例）	122
附則第 4 条（有期事業に対する特例）	123
附則第 5 条（施行前の準備）	124
附則第 6 条（見直し）	125
附則第 7 条（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）	127
附則第 8 条（住民基本台帳法の一部改正）	128
附則第 9 条（社会保険労務士法の一部改正）	129
附則第 10 条（労働保険特別会計法の一部改正）	130
附則第 11 条（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）	131
附則第 12 条（環境基本法の一部改正）	133
附則第 13 条（環境省設置法の一部改正）	134
附則第 14 条（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）	135
附則第 15 条（障害者自立支援法の一部改正）	138

『石綿による健康被害の救済に関する法律の解説』について

石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、平成 18 年 2 月 10 日に公布され、政省令制定等の実施準備を終えて、一部を除き、平成 18 年 3 月 27 日から実施されました。

石綿による健康被害については、国民の生命や健康に影響を及ぼすものであることから、隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応等を適切に実施していくことが必要であります。

このため、平成 17 年 7 月以来、政府部内において「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、同年 12 月 27 日に開催された第 5 回となる同会合において、「アスベストによる健康被害者のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を平成 18 年の通常国会の冒頭に提出するとともに、法案成立後はその速やかな施行に努める」こととされたところです。

このような経緯を踏まえ、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が生じてきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があつて因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、石綿による健康被害者であつて労災補償等による救済の対象とならないものを対象とし、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した制度を実現するため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

本資料は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」のうち、救済給付に関する部分（環境省所管部分）について、各条ごとに解説したものです。本資料が、同法の理解の一助となれば幸いです。

環境省環境保健部石綿健康被害対策室

目的（第1条関係）

1 趣旨

- 本条は、本制度の目的について定めたものである。すなわち、本法は、石綿により健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等の給付を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とするものである。

2 概要

- 石綿による健康被害に関しては、本来原因者が被害者にその損害を賠償すべき責任を負うものである。しかしながら、
 - ① 石綿へのばく露から発症までの潜伏期間が30～40年と非常に長期にわたること
 - ② 石綿は、建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきていることから、被害者の石綿へのばく露に係る事実の確認、すなわち、特定の場所における石綿の飛散と個別の健康被害に係る因果関係を立証することが極めて困難である。また、石綿へのばく露による疾病である中皮腫や肺がんは重篤であり予後が悪いため、発症から大体1、2年で死亡するケースがほとんどである。さらに、現在発症されている方が石綿にばく露したと想定される、30年前から40年前には、このような重篤な疾病を発症するかもしれないことは一般に知られておらず、その危険性を知らないままに石綿にばく露したものである。
このため、従来 of 民事上の損害賠償の考え方では、原因者を特定することが困難であって因果関係を立証することができず、したがって石綿による健康被害を受けた者については、自ら非がないにも関わらず損害賠償を受けられないでいた。
- しかしながら一方で、
 - ① 石綿による健康被害が既に発生しており、今後、この健康被害は

増加すると予想されること

- ② 健康被害の原因が石綿であることはおおむね明確であること
- ③ 石綿による健康被害のうち中皮腫は治癒が困難な疾病であり、このままでは、現に存在し、また今後発生する健康被害者は何ら救済を受けられずに死に至ること

は厳然たる事実であり、こうした状況にかんがみれば、石綿による健康被害者をその被害から救済するためには、現行の民事法に基づく解決に委ねることでは十分でなく、このような被害者を隙間なく迅速に救済するための制度を整備することが社会的要請となっていた。

このような状況を踏まえ、国民の健康で文化的な生活を確保すべき責任を負う政府の立場から、国が民事の損害賠償とは別の行政的な救済措置を速やかに講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、本制度が設けられたところである。

- 本制度において、救済給付の支給の対象にしているのは、「健康被害を受けた者及びその遺族」である。救済給付の内容、具体的な対象疾病、遺族の範囲等については別の条において定めている。
- 本制度においては、健康被害の「補償を図ること」とは規定されていない。これは、救済給付の支給が、健康被害の原因者に代わって被害者の損害をてん補するものではなく、国が行政的な救済措置を速やかに講ずることにより、健康被害による経済的負担の軽減を図るべく行われるものであることによる。
- また、本制度は、石綿による健康被害を受けた者又はその遺族が、民法上の不法行為の制度があるにもかかわらず、石綿ばく露から発症までに長期間を要するために原因者の特定が困難であり、事実上損害賠償を受けられないという現状にかんがみ、社会的に気の毒な立場にある石綿による健康被害を受けた者等の負担軽減を、石綿の使用により経済的利得を受けてきた事業者をはじめとする社会全体で引き受けようとするものであり、その意味で、本救済給付は見舞金的な性格を有している。

定義（指定疾病）（第2条第1項、第3項関係）

1 趣旨

- 本条は、健康被害の救済の対象となる疾病の指定及びその手続について定めたものである。指定疾病として、中皮腫及び肺癌については法律上明記し、その他の疾病については政令事項とした上で、その他の疾病を定める政令の立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴くこととしたものである。

2 概要

- 確定診断された中皮腫については、8～9割が石綿由来であるとされている。また、ばく露開始から発症までが40年程度の潜伏期間の非常に長い疾患であり、発症後の2年生存率が30パーセント、発症後の余命は中央値15か月と、非常に予後の悪い疾患である。
- また、肺癌については、様々な原因があるものの、石綿の中・高濃度ばく露によって発症することが知られている。また、ばく露開始から発症までが20年～40年の潜伏期間の長い疾患とされている。肺癌全体としては、5年生存率が約20パーセント、発症後の余命は中央値が12か月と、非常に予後の悪い疾患であり、石綿ばく露による肺癌と石綿ばく露以外による肺癌との予後を比較した報告は見あたらないが、同程度であると考えられている。
そのため、中皮腫及び肺癌を指定疾病とし、法律上明記することとした。
- なお、中皮腫、肺癌以外の石綿関連疾患としては、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚が知られているが、これらについては、「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について（答申）」（平成18年3月2日中央環境審議会答申）において、以下のとおりとされている。

①石綿肺

- 『1）古くからよく知られた代表的な職業病であるじん肺症のひとつ

であり、特別加入制度も含めた労災保険制度が整備されてきたこと、また、石綿肺はじん肺法に基づき管理区分の決定がなされており、管理4あるいは管理2以上の合併症が労災補償の対象とされており、石綿肺と診断されたすべての者が労災補償の対象となっているのではないこと。

- 2) 石綿ばく露歴の客観的な情報がなければ、石綿以外の原因で発症する肺線維症と区別して石綿肺と診断することは難しいこと。
- 3) ばく露後すぐ発症するものではなく、ばく露から概ね10年以上経過して所見が現れること。
- 4) じん肺法に定める第1型の石綿肺は、それだけではほとんど症状もなく、肺機能や生活の質が大きく低下することはない。一部の症例で徐々に症状が進行し、肺機能の著しい低下等日常生活上の支障が生じる者もあるが、肺がん、中皮腫と異なり、短期間で死に至るような予後の非常に悪い疾病ではないこと。
- 5) 職業ばく露での疾病しか知られておらず、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないこと。』

② 良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

- 『1) 胸水及びびまん性胸膜肥厚は、石綿以外の様々な原因で発症するもので、石綿ばく露の客観的な情報がなければ、他の原因によるものを区別して石綿によるものと判断することは難しいこと。
- 2) 職業ばく露での発症しか知られておらず、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないこと。
 - 3) びまん性胸膜肥厚は疫学的、臨床的知見が少なく、潜伏期間について十分な知見がないが、良性石綿胸水は潜伏期間が他の石綿関連疾患より短いこと。
 - 4) 肺がん、中皮腫に比べ、予後不良とはいえないこと。
 - 5) 労災補償制度においても、平成15年の認定基準の改正によって疾病として対象とされたものであり、これまでの認定者数も少ないこと。』

『以上のような背景、状況を踏まえて検討した結果、今回の救済制度は、前述のように、石綿を原因とする中皮腫及び肺がんの特殊性にかんがみて、ばく露歴を厳密に確認することなく、迅速な救済を図ることとしたものであり、当面、指定疾病はこれら2疾病とすることが適当である。

また、その他の疾病については、様々な原因で発症するものであり、客観的な職業ばく露歴がなければ他の原因によるものと区別して診断することが難しいこと、職業性疾病として知られてきたものであり、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないことなどから、今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当である。』

- なお、指定疾病に付随する疾病等（以下「続発症」という。）であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについては、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係の施行）について（通知）」（平成18年3月13日環保企第060313003号）第3の2において、当該指定疾病と一体のものとして取り扱うこととされている。

『個々の事例において、ある疾病等が続発症であるか否かについては、医学の経験則により、相当程度の関連性があるか否かによって判断されるべきであるが、具体的には、中皮腫又は肺がんの続発症としては、次のような疾病等が考えられる。

- ①指定疾病の経過中又はその進展により当該指定疾病との関連で発症するもの（中皮腫又は肺がんの遠隔移転、肺がんの癌性胸膜炎、癌性リンパ管症など）
- ②指定疾病を母地として細菌感染等の外因が加わって発症するもの（肺炎、胸膜炎など）
- ③指定疾病の治療に伴う副作用や後遺症（薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の肺機能障害など）』

救済給付の種類等（第3条関係）

1 趣旨

- 本条は、救済給付の種類を定めるものである。

2 概要

（1）救済給付の性格

- 本制度は、民事上の賠償責任に基づく補償制度ではなく、社会保障的な考え方に基づく見舞金的給付を行う救済制度である。
よって、その給付内容は、逸失利益や積極的損害の額、慰謝料等をすべて積み上げて厳密にてん補する補償ではなく、医療費、入通院に係る諸雑費、介護や付添に係る費用、葬祭料などを含む見舞金的なものといえる。

（2）給付の項目

- 給付項目については、主に医薬品副作用被害救済制度を参考としているが、当該制度は被害者を補償に相当する程度に救済するための高い給付水準を備えた全額事業者負担による保険制度であるのに対し、今回の救済制度は行政上の救済措置として行われる公的給付であるという性格の違いを考慮する必要がある。
- よって、医薬品副作用被害救済制度の給付項目（医療費、医療手当、障害年金（障害児養育年金）、遺族年金（生計維持者が死亡した場合）、遺族一時金（生計維持者以外の者が死亡した場合）、葬祭料）のうち、より補償的色彩の強い逸失利益を考慮した生活保障的な給付項目である障害年金（障害時養育年金）及び遺族年金（遺族一時金）以外の医療費、療養手当及び葬祭料を本制度では給付することとする。なお、制度施行前に死亡した者の遺族に対する葬祭料は、特別葬祭料とする。
- また、本制度においては、これらの給付項目に加え、救済制度導入

前に死亡した被害者の遺族に対し特別遺族弔慰金を給付することとする。これは、石綿が我が国の経済全体に大きな便益をもたらしてきた中で、一部の被害者のみが犠牲を払い、石綿による被害と認識せずに何らの救済も受けられないままに石綿による重篤な疾病により死亡したという特殊な状況にかんがみ、国が特別に弔慰を表明し、その遺族に対し給付を行うものである。

なお、給付の内容は異なるものの、制度発足前に死亡した被害者の遺族に対して給付を行う制度としては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律における特別葬祭給付金がある。

(3) 給付の水準

- 給付の水準については、健康被害についての救済であり、民事上の責任に基づかないという共通点から、石綿による健康被害の特殊性を勘案しつつ、医薬品副作用被害救済制度、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく給付制度等類似の制度との均衡を考慮しながら、設定されている。
- 具体的には、石綿による健康被害の場合、中皮腫や肺がんといった予後の悪い重篤な疾病にかかり、日常生活にも近親者等の付添や介護が必要となるという特殊性にかんがみ、本制度の療養手当については、医薬品副作用被害救済制度における医療手当の内容に加え、中皮腫や肺がんが介護を要する重篤な疾病であるということが加味されている(本制度では入通院に要する諸経費と介護手当的な部分を併せて療養手当と称している。)
- また、本制度の給付の性格が厳密な補償ではなく救済であることから、各項目の給付については、他制度とのバランスや給付の内容として含まれる諸要素を考慮し、一定の定型化の上で行うこととしている。ただし、医療費については、他制度に倣い、社会保険制度等の適用を前提とし、その自己負担分を給付することとしている。
- なお、制度施行前後において、健康被害者の死亡の時期により給付される総額に著しい格差が生じないように、救済給付調整金の支給により調整を行う。

認定等（第4条関係）

1 趣旨

- 本条は、医療費の給付を受けるための認定（第1項及び第2項）、石綿健康被害医療手帳の交付（第3項）、認定の効力の発生時期（第4項）について定めたものである。

2 概要

（1）認定の考え方

- 本制度は、石綿による健康被害としての疾病を対象とするものであるため、申請者が石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定をすることが医療費の支給の前提となる。

- 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、認定及び認定申請をした者で認定の申請を受けないで死亡したもの（以下「申請中死亡者」という。）に係る決定を行うに当たっては、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとされている（第10条）。

認定及び申請中死亡者に係る決定に際して行う、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行われる。（「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係の施行）について（通知）」（平成18年3月13日環保企第060313003号）第4の2の（4）（抜粋））

- 『① 中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定

診断が適正になされていることの確認が重要であること。しかしながら、実際の臨床現場においては、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパパニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もあるとされているなど、病理組織学的検査が行われていない事案も少なくないと考えられることから、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、専門家による検討を加えて判定するものであること。

- ② 肺がんについては、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25本/ml×年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合が考えられること。

ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜プラーク（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体）認められること。

なお、アでいう「じん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見」とは、あくまでも画像上の所見であり、じん肺法において「石綿肺」と診断することとは異なるものであること。』

- また、費用負担を行うのは国内の企業であることにかんがみ、明らかに日本国内に居住したことのない人へ給付を行わないため、「日本国内において」という規定を設けている。なお、外国人であっても日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかった者であれば、

本制度の対象となる。この考え方は、第 20 条の特別遺族弔慰金の支給の規定においても同様である。

(2) 石綿健康被害医療手帳の交付

- 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付する。
- 本制度は、原因者を明らかにすることが困難な被害者に対し行政的に救済措置を講じようとする制度であるため、医療費の支給についても、疾病一般を対象とする社会保険制度等の適用を前提としており、被認定者の負担を軽減する観点から自己負担分に限り支給することとしている。しかし、被認定者が医療機関で一度自己負担した上で実際にかかった費用を機構に請求することとすると、被認定者側に立て替え払いの負担と請求の負担をかけることになる。

そこで、被認定者の便宜の観点から、被認定者に対し石綿健康被害医療手帳を交付することとし、被認定者が、その認定に係る疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等で医療を受けた場合には、被認定者の請求に代えて、当該保険医療機関等が、機構に対し、費用を請求することができることとしたものである。

(3) 認定の効力の発生時期

- 本制度は行政的な救済措置であり、認定を受ける権利は、認定の申請を待って権利が発生するものとする。この場合、その効力をいつから生じさせるかという立法政策上の問題があるが、本制度では、被認定者保護の観点から、効力発生を認定時とせず、申請時に遡って生ずることとしている。

認定の申請中に死亡した場合（第5条関係）

1 趣旨

- 本条は、認定の申請中に不幸にして死亡した場合に、その遺族等の申請に基づいて認定を行うことができることを定めたものである。認定の申請中死亡者については、その死亡の日から6ヶ月以内に限り、遺族等の申請により、申請中死亡者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行い、被認定者と同様の扱いをし、申請から死亡までの間について救済給付を支給することとされている。

2 概要

- 認定の申請をした者が認定を受けずに死亡した場合において、申請中死亡者が第4条第1項の規定により認定を受けることができる者であったときは、機構は、申請中死亡者の遺族や葬祭を行う者の申請に基づき、申請中死亡者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行う。
- 遺族等の決定の申請を死亡から6ヶ月以内に限ったのは、死亡後長期間を経過した場合には、石綿による健康被害の迅速な救済という制度の目的にそぐわないためである。なお、本制度のようなみなし認定の申請期限を6ヶ月としている例としては、公害健康被害の補償等に関する法律（第5条）がある。

認定の有効期間（第6条関係）

1 趣旨

- 本条は、認定の有効期間を定めたものである。本制度は、現に指定疾病により健康被害を受けている者について、その健康被害に着目して救済給付を行うものであるから、疾病が治った者については速やかにその認定を取り消す必要がある。

このような趣旨から、本制度の適正な運営を図るため、疾病の種類に応じて有効期間を定めることとし、その間に疾病が治っていない場合にはこれを更新することとしている。

2 概要

- 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内に限り、その効力を有するものとしている（第1項）。
- 一般にがんについては、手術により病変部の摘出等が行われた場合には、医学的にはそれをもって治癒とするのではなく、その5年後に再発・転移等していなければ治癒とみなしている。これを踏まえ、中皮腫及び肺がんについては、その認定の有効期間を5年とする（施行令第1条）。
- ただし、個々の被認定者によっては、認定期間内に治る見込みが少ない場合もあり得るので、個別に認定期間を長くすることができることとしている（第2項）。

認定の更新（第7条、第8条関係）

1 趣旨

- 第7条は、指定疾病が有効期間満了前に治る見込みがないときは、認定を更新する旨を定めたものである。また、第8条は、災害その他の理由により認定更新の申請ができなかった場合の特例措置を定めたものである。

2 概要

- 第7条は、指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みがないときは、被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができ、機構は、その指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新することとされている。
- 第8条は、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請をすることができなかったときは、その者は、その理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、当該認定の更新を申請することができることとしたものである。なお、2ヶ月以内に限るのは、災害の復旧後日常生活を取り戻すのに要する時間を考慮したものである。
- なお、申請は、認定の有効期間の満了日の属する月の6ヶ月前からすることができることとしている（環境省関係施行規則第4条第2項）。

認定の取消し（第9条関係）

1 趣旨

- 本条は、認定の取消しについて定めたものである。本制度は、指定疾病により現に健康被害を受けている者について、その健康被害に着目して救済給付を行うものであるから、疾病が治った被認定者については速やかにその認定を取り消す必要がある。

2 概要

- 機構は、被認定者について、指定疾病が治ったと認めるときは、認定を取り消すこととされている。

判定の申出（第 10 条関係）

1 趣旨

- 本条は、機構が救済給付の前提となる認定等を行うに当たり、環境大臣に判定を申し出なければならないことを定めたものである。

2 概要

- 認定や救済給付の支給に当たっては、高度に医学的な判断を必要とされるケースが考えられる。特に認定については、医療費や療養手当などの救済給付を支給する前提となる処分であり、かつ、石綿を吸入することにより中皮腫又は肺がんにかかったか否かという高度に医学的かつ専門的な判断を要するものが多いと考えられることから、すべての処分について環境大臣に判定を申し出ることとし、申し出を受けた環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて判定した結果を機構に通知することとしたものである。

なお、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を受けるための認定については、書面審査等により容易に判断できるものも多いと考えられるため、必要に応じて環境大臣に対して判定を申し出ることができることとした（第 24 条）。

医療費の支給（第11条関係）

1 趣旨

- 本条は、被認定者が指定疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等から医療を受ける場合に、医療費の支給の対象となる医療の範囲を定めたものである。

2 概要

- 支給の対象となる医療の範囲は、以下のとおりである。
 - ① 診察
診察は医師の診察を意味し、診察上必要な場合には、レントゲン検査等も含まれる。
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
治療上必要な内服薬及び外用薬、ガーゼ、包帯等の供給を意味する。薬剤の支給は、医師が必要と認めた場合に行われるものであり、患者がその判断で自由に用いることはできない。
 - ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
処置には、包帯の巻き替え、薬の塗布等がある。手術とは、患部の切開、縫合等をいう。また、その他の治療としては、理学療法などがある。
 - ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
(ア) 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護婦等の行う療養上の世話又は診療の補助、
(イ) 居宅において療養を行っているものが必要とする場合に病院又は診療所の医師が直ちに応じられるような医学的な管理体制を整えることなどがある。
 - ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
(ア) 入院、(イ) 健康保険における基準看護又は重症のため医師が常に看護婦の看護を要するものと認めた場合の看護料などがある。
 - ⑥ 移送
移送とは、寝台自動車等を用いて患者を移すことをいい、患者を診

察した医師がその医療上転医、転地が必要であると認めた場合において、入院、転院、転地療養をするのに普通の交通手段では不可能であり、客観的に見てその妥当性が認められるときに行われる。

- 本制度では、被認定者ができるだけ自由に医療機関を選択でき、円滑に医療を受けることができるようにするという見地から、健康保険法による保険医療機関、保険薬局及び次に掲げる機関のいずれにおいても医療を受けることができることとした(環境省関係施行規則第10条)。
 - ① 健康保険法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関
 - ② 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
 - ③ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項に規定する指定医療機関
 - ④ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25号に規定する介護老人保健施設及び同法第48条第1項第3号に規定する介護老人保健施設及び同法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設
 - ⑤ 介護保険法第41条第1項に指定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)

- ただし、これらの機関であっても、被認定者の請求に代えて、機構がこれらの機関に対し医療費に相当する額を支払うという方法によらない旨の申出を機構に対してした機関で医療を受けた場合には、被認定者は、これらの機関で一旦自己負担した上で医療費を機構に請求することとしている。

- 「この場合において」以下については、第4条第3項の規定による石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り医療費の支給を行う旨を規定しているが、第5条第1項の規定による決定に係る死亡者の医療費については、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等にそもそもかかることが不可能であるため、明示的に除外している。

医療費の額（第 12 条関係）

1 趣旨

- 本条は、医療費の額及び算定方法を定めたものである。

2 概要

- 本制度は、原因者を明らかにすることが困難な被害者に必要とされる措置を行政的に講じようとする制度であるため、疾病一般を対象とする社会保険制度等の適用を前提とし、その医療費の自己負担分について、患者の置かれている立場にかんがみ、その負担を軽減するため、本制度による救済の対象とするもの。
- 救済給付のうち、医療費はすぐれて実費補償的な給付であることから、国民皆保険を前提に、いわゆる医療保険優先の取扱いを定めたものである。
- 医療費の額の算定方法は、健康保険の診療報酬の例によっている。したがって、救済給付の医療費は、健康保険の診療報酬の例にならって医療に要した費用の額を算定し、その自己負担額として計算される額を支給することになる。この場合、実費償還という医療費の性格から、算定された医療に要した費用の額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額を限度として医療費を支給する。
- なお、介護保険法の規定による医療に関する給付に係る医療費については、介護保険の介護の方針及び介護給付費の例により額の算定を行うこととする。
- 「政令で定める法律」は、次のとおりとする。
 - 1 健康保険法
 - 2 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
 - 3 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
 - 4 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

- 5 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- 6 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）
- 7 介護保険法

なお、国家公務員共済組合法を準用する場合としては、私立学校教職員共済法がある。

保険医療機関等に対する医療費の支払等（第13条関係）

1 趣旨

- 本条は、被認定者が、その認定に係る疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等は、当該医療を受けた者に対する請求に代えて、機構に対し、医療費を請求することとしたものである。

2 概要

- 本制度は、原因者を明らかにすることが困難な被害者に対し行政的に救済措置を講じようとする制度であるため、医療費の給付についても、疾病一般を対象とする社会保険制度等の適用を前提とし、被認定者の負担を軽減する観点からその自己負担分に限り支給することとしている。そのため、医療の現物給付の形をとらず、医療費を支給すると規定している。
- しかし、被認定者が医療機関で一度自己負担した上で実際にかかった費用を機構に請求することとすると、被認定者側に立て替え払いの負担と請求の負担をかけることになる。
そこで、被認定者の便宜の観点から、被認定者に石綿健康被害医療手帳を交付することとし（第4条第3項）、本条において、被認定者が、その認定に係る疾病について、石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等で医療を受けた場合には、被認定者の請求に代えて、当該保険医療機関等が、機構に対し、費用を請求することができることとした。

審査委員会からの意見聴取、支払基金への委託（第14条関係）

1 趣旨

- 本条は、支払うべき医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならないこととし、当該支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができることとしたものである。

2 概要

- 機構が支払うべき医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならないこととする。

医療費については、保険医療機関等による濫診濫療あるいはこれに対する行政機関の機械的かつ放漫な支払を認めることはできず、医療についての診療報酬等については社会保険及び国民健康保険に関する審査を行っている機関が専門的知識を有していることから、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴くこととしたものである。政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会とする（施行令第3条）。

- また、機構は、支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができることとしている。前述のように、診療報酬等については社会保険及び国民健康保険に関する審査を行っている機関が専門的知識や

経験を有していることから、意見を聴くにとどまらず、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に事務の委託を行うことができることとしたものである。

緊急時等における医療費の支給の特例（第 15 条関係）

1 趣旨

- 本条は、第 11 条で規定されるケースの例外として、被認定者が、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合又は石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から医療を受けた場合において、それが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、医療費を支給することができること等を定めたものである。

2 概要

- 保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合又は石綿健康被害医療手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けた場合（申請中死亡者を除く。）に医療費を支給するのは以下の場合が考えられる。
 - ① 被認定者が、緊急やむを得ない理由で保険医療機関等に行って診療を受ける時間的余裕がないために、保険医療機関等以外の者から診療を受けた場合などで医療費を支給する必要があると認められるとき。
 - ② 認定申請日から認定を受けて石綿健康被害医療手帳の交付を受けるまでの間に認定疾病に対して保険医療機関等から医療を受けた場合や、旅行中に発作が起こり、保険医療機関等において受診したが、石綿健康被害医療手帳を所持していなかったためその提示ができなかった場合等、石綿健康被害手帳を提示しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない理由によると認められるとき。
- 医療費の支給は、その請求をすることができる時から 2 年を経過したときは、することができないこととしている。

これは、医療機関の窓口で治療費を支払った場合には、その時から医療費の支給の請求ができるものであるが、請求できる期間をあまり

に長期にわたって認めることは健康被害の迅速な救済という制度の趣旨からみても妥当ではないためである。

療養手当の支給（第 16 条関係）

1 趣旨

- 本条は、療養手当の支給について定めたものである。療養手当は、治療に伴う医療費以外の費用に着目し、一定の定型化のもとに支給するものであり、当該療養手当には入通院に伴う諸経費という要素に加えて、介護手当的な要素が含まれている一方、慰謝料や逸失利益のてん補、生活保障といった要素は含まれていない。

2 概要

（1）療養手当の支給の要件

- 療養手当は、被認定者の請求に基づき、支給することとする。

（2）療養手当の額

- 療養手当は、病状や入通院日数に関わらず被認定者に対して一律に同額支払われるものであり、含まれる要素としては、入通院に伴う諸経費的部分と介護手当的部分がある。その額は、月額 10 万 3,870 円とされている（施行令第 4 条）。

① 入通院に伴う諸経費的要素

被害者は、療養に要する費用そのものに加え、療養に伴う交通費や生活品等のための諸経費を負担しなければならない。医療費と共にこのような諸経費を支給することにより、両者が相まって疾病状態にある者の健康管理の促進を図ろうとするものである。

このように入通院に伴う諸経費を含む健康上の注意を払うために必要な経費を支給している類似制度としては、医薬品副作用被害救済制度の医療手当や原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当がある。前者は交通費、入院に伴う諸経費等医療費以外の費用に着目した給付となっており、後者は、原爆との関連性を否定しきれない疾病のために日常十分に健康上の注意を払う上

で必要な出費に着目した給付となっている。よって、本制度の療養手当のうち入通院に伴う諸経費に相当する部分については、健康管理手当（被爆者援護制度）や医療手当（医薬品副作用被害救済制度）に準拠することとし、その額を月額 33,900 円を目安とする。

② 介護手当的要素

石綿による健康被害者の場合は、中皮腫や肺がんといった予後の悪い（発病後平均 1～2 年で死亡）重篤な疾病にかかることがほとんどであり、治癒の可能性も非常に低い中不安感を持ちつつ、加害者に対して損害賠償を請求するのが困難な状況のもと、家族等から必要な補助や介護を受けながら療養を続けなければならない場合が多い。特に肺の手術を受けた場合、呼吸機能が低下し、歩行や家庭内での移動等日常生活における動作も困難となり、介助用具や他人の補助を必要とすることが多い。

このような石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、発病後の被害者の生活を支援するためには、近親者等による付添や介助用具に必要な手当を支給することが適当である。

このように一定の介護を要する状態にある被害者に対して介護手当を支給している類似制度としては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当がある。当該手当も同様に一定の精神上又は身体上の障害により介護を受けている者に対して介護手当を支給していることから、本制度の療養手当のうち介護手当に相当する部分については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当(中度)に準拠することとし、その額は月額 69,970 円を目安とする。

なお、本制度においては、特に予後の非常に悪い重篤な疾病であるという石綿被害の実態にかんがみ、原子爆弾被爆者に対する援護制度に関する法律に基づく介護手当のように月当たりの最高額を定めた上で実際に要した介護費用相当額の実費給付を行うのではなく、定型化された額を給付するものとする。

(3) 療養手当の支給方法・支払方法

- 療養手当は、月単位で支給される。また、療養手当は特段の変更がない限り一定期間ある定まった額が継続的に支給されるものである

ことから、その支払は定期的に行うこととする。

- 療養手当の支給は、その請求があった日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。すなわち、例えば5月25日に請求し、3年後の2月15日に指定疾病が治ったため認定が取り消されたとしたら、6月分から3年後の2月分まで支給されることになる。
- 療養手当は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払うこととする。例えば、2月分、3月分について4月に支給することとなる。ただし、前支払期月の分についてたまたま事情があつて支払を受けていなかったとき、例えば2月、3月分の支払を4月に受けていなかったときは、6月の支払期を待たず、5月であっても支払を受けることが出来る。また、5月に支給すべき事由が消滅した場合なども、6月の支払期でなくても5月分の支払をその月に受けることが出来る。
- なお、療養手当については、現に石綿による健康被害で苦しんでいる者に対する給付であり、かつ、その支給が請求時点から将来に向かって行われるものであることから、請求の期限は設けない。

医療費等の請求（第 17 条関係）

1 趣旨

- 本条は、医療費及び療養手当（以下「医療費等」という）の請求の時期と、医療費等を支給する旨の処分の効力について定めたものである。

2 概要

- 医療費等の請求は、認定の申請がされた後は、まだ機構から認定されていない場合であっても、することができるものとする。
- 認定の効力は、認定申請時に遡って生じることとしているため、認定時ではなく、認定の効力が生じたときから、すなわち認定申請時に医療費等の請求が行えることとすることが適当である。このため、認定の申請を行ったら直ちに医療費等の請求もできることとしている。
- 医療費等を支給する旨の処分の効力は、被認定者保護の観点から、処分の決定時ではなく、請求のあった日に遡ってその効力を生ずることとしている。

未支給の医療費等（第 18 条関係）

1 趣旨

- 本条は、医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していなかったものがある場合の未支給分の医療費等の支給について定めたものである。

2 概要

- 未支給の医療費等とは、例えば、支払期日の関係で療養手当の2月分及び3月分は4月に支給されることになるが、被認定者が3月に死亡した場合、2月分及び3月分が未支給分となる。この場合、未支給分について被認定者の配偶者等でその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名でその支給を請求できることとなる。
- 未支給の医療費等を受けることができる者の順位は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順序であり、未支給の医療費等を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこととしている。

葬祭料の支給（第 19 条関係）

1 趣旨

- 本条は、葬祭料の支給について定めたものである。葬祭料は、葬祭に要する費用を一定の定型化を行って、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、見舞金的に支給するものである。

2 概要

（1）葬祭料の支給の要件、支払の方法

- 葬祭料は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したとき、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、支給を行うものとしている。
- 指定疾病が直接の原因となって死亡した場合に葬祭料が支給されるのは当然であるが、本制度の対象となる指定疾病が内部疾患であることを考えると、葬祭料の支給をこのような場合に限定することは、健康被害者を救済する本制度の趣旨にそぐわない。このため、「起因して死亡した」場合に支給することとし、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合をも含むこととしている。

例えば、指定疾病により一定の続発症を引き起こし、これによって死亡した場合や、指定疾病と他の疾病が同時に悪化して死亡した場合は起因したものと考えられる。一方、第三者による交通事故や殺人等明らかに指定疾病と関係のない要因により死亡した場合は、葬祭料の支給の対象とはならない。

（2）葬祭料の額

- 葬祭料は、葬祭に要する費用を一定の定型化を行って見舞金的に支

給するものであって、実費そのものを厳密に補償するものとは異なる。このように一定の定型化の下に葬祭料を支給する類似制度としては、医薬品副作用被害救済制度や原子爆弾被爆者援護制度の葬祭料がある。

- 政令で定めることとしている葬祭料の額については、本制度と同様の趣旨で葬祭料を支給している、医薬品副作用被害救済制度や原子爆弾被爆者援護制度の葬祭料の額を参酌し、199,000円とされている(施行令第5条)。

(3) 請求の期限

- 葬祭料の支給は、その請求をすることができる時から2年を経過したときは、することができない。請求できる期間をあまりに長期にわたって認めることは、権利の安定性の観点から適当ではないため、医療費と同様に、2年間に限り請求することができることとしている。

特別遺族弔慰金等の支給等（第20条～第22条関係）

1 趣旨

- 本条は、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給について定めたものである。特別遺族弔慰金等は、石綿が我が国の経済全体に大きな便益をもたらしてきた中で、一部の被害者のみが犠牲を払い、特に制度施行前に死亡した者については、石綿による被害と認識せずは何ら救済も受けられないままに石綿による重篤な疾病により死亡したという特殊な状況にかんがみ、国が特別に弔慰を表明し、その遺族に対し給付を行うものである。

2 概要

（1）特別遺族弔慰金等の支給の要件、支給方法

- 特別遺族弔慰金等は、制度施行前に石綿による指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対し、機構が支給する。支給を受ける権利の認定については機構が行う。

（2）特別遺族弔慰金等の額

- 特別遺族弔慰金は、上記の趣旨により支給されるものであり、補償を前提とした公害健康被害補償制度や労働者災害補償保険制度に基づく遺族補償費（給付）のように逸失利益や生活保障を踏まえた遺族への補償給付とは性格を異にしている。
- 特別遺族弔慰金全体としての性格は見舞金であるが、含まれ得る要素としては、例えば、被害者本人又はその遺族が負担したと考えられる医療費や療養に係る諸経費を勘案している。その額は、280万円とされている（施行令第6条）。
- 特別葬祭料は、葬祭料と同額とする。

(3) 請求の期限

- 特別遺族弔慰金等の請求の期限は制度の施行から3年としている。これは、現時点で指定疾病に罹患している者と異なり、過去に指定疾病で死亡した者の遺族は、死亡した者が石綿に起因する指定疾病によって死亡した可能性について認識する必要があること等を踏まえ、他の救済給付よりも相対的に長めに申請期間を設けることが適当と考えられるためである。

(4) 特別遺族弔慰金等を受けることができる遺族の範囲及び順位

- 特別遺族弔慰金等を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとしている。また、受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合については、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこととしている。
- 特別遺族弔慰金等は、死亡した者の遺族に対する見舞金としての性格を有するものであり、遺族の生活の立て直しまでも目的とするものではないため、死亡者と遺族の間に生計維持関係までを求める必要はなく、単に死亡者と遺族の間に生計を同じくしていたことを要するのみとしている。生計同一要件については、石綿による健康被害により死亡した者と遺族との間に生活の一体性があつたか否かによって判断されるものであり、必ずしも同居を必要とするものではない。

救済給付調整金の支給（第 23 条関係）

1 趣旨

- 本条は、救済給付調整金の支給について定めたものである。制度施行前に死亡した者の遺族に対して一時金として特別遺族弔慰金（280万円）が給付されるのに対し、制度施行直後に死亡した者は、制度施行後生存したわずかな間の医療費と療養手当しか給付されない状況が生じうる。

このような不公平感の解消のため、制度施行から一定期間に限り、特別遺族弔慰金の額と、現に支給された医療費及び療養手当の合計額の差額分を、救済給付調整金として被認定者の遺族に対して支給するものである。

2 概要

（1）救済給付調整金の支給の要件及び額

- 救済給付調整金は、制度施行前に発症し、制度施行後 2 年以内に死亡した被認定者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額と、実際に支給された医療費及び療養手当の合計額の差額分を支給するものである。このため、280 万円を上回る医療費及び療養手当の支給を受けて死亡した者の遺族は、救済給付調整金の支給を受けることはできない。
- 救済給付調整金は、制度施行前に発症し、制度施行直後に死亡した者及びその遺族が受けられる救済給付が、制度施行前に死亡した者の遺族に比べ少額となることから生じる不公平感の解消を目的としている。
- 制度施行から 2 年を経過した後には、制度施行直後に死亡したがために、遺族が特別遺族弔慰金に相当する程度の医療費や療養手当も受けられないという状況はおおよそ解消されると考えられる。

(2) 請求の期限

- 救済給付調整金の支給は、その請求をすることができる時から2年を経過したときは、することができない。請求できる期間をあまりに長期にわたって認めることは、権利の安定性の観点から適当ではないため、葬祭料と同様に、2年間に限り請求することができることとしている。

(3) 救済給付調整金を受けることができる遺族の範囲、順位等

- 救済給付調整金を受けることができる遺族の範囲、順位及び受けべき同順位の遺族が二人以上ある場合の扱いは、特別遺族弔慰金等と同様としている。

救済給付調整金は特別遺族弔慰金との不公平感を解消するための制度であることから、支給を受けることができる遺族の範囲及び順位についても、特別遺族弔慰金と同様とすることが適当である。

判定の申出（第 24 条関係）

1 趣旨

- 本条は、機構が葬祭料の支給の決定及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定を行うに当たり、環境大臣に判定を申し出ることができることを定めたものである。

2 概要

- 葬祭料の支給の決定及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定に当たっては、高度に医学的な判断を必要とされるケースも考えられることから、機構は、必要に応じて環境大臣に対して判定を申し出ることができることとされている。

なお、第 4 条第 1 項の認定等を行うに当たっては、すべての処分について環境大臣に判定を申し出ることとされているが（第 10 条）、葬祭料の支給の決定及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定の審査は、死亡診断書等の審査により、容易に判断できるものが多いと考えられるため、必要に応じて判定を申し出ることができることとされている。

救済給付の免責（第 25 条関係）

1 趣旨

- 本条は、救済給付を受けることができる者に対して損害のてん補がなされた場合の救済給付の免責について定めたものである。

2 概要

- 本制度の救済給付を受けることができる者が裁判、和解等により同一の事由について損害のてん補を受けた場合には、機構は、その価額の限度で本制度の救済給付を行う義務を免れるものとされている。
これは、本制度の救済給付は、被害者の健康被害に対し見舞金的に支給されるものであるため、本来その損害を補償すべき原因者が他に明らかであり、費用を負担すべき原因者から被害者が補償を得ている場合には、その価額の限度においては救済する必要がないためである。

他の法令による給付等との関係について（第 26 条関係）

1 趣旨

- 本条第 1 項は、実費補償に性格の近い医療費に関し、他の公的制度等による医療に関する給付との調整関係を規定したものである。

第 2 項は、同一事由について労働者災害補償保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、本制度による療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金を他法令に基づく給付の額の限度において支給しないことを規定したものである。

2 概要

- 今回の制度の趣旨は、既存の各種災害補償制度により補償を受けられない被害者の救済であるため、被害者が労働者災害補償保険法その他の政令で定める補償制度により給付を受けるべき場合には、他に費用を負担すべき原因者が存在し、その原因者から補償が受けられると考えられるため、当該補償制度による給付を優先し、その給付に相当する金額として算定した額の限度において本制度による給付は行わないものとする（第 2 項）。

なお、医療費については、実費補償的な性格を有することから、各種災害補償制度に限定せず、各種公費負担医療制度による給付を優先することとする（第 1 項）。

（1）医療費の調整

- 第 1 項においては、実費補償的な性格を有する医療費に関し、第 12 条（医療費の額）の政令で規定する法令に基づく制度以外の各種公費負担医療制度による医療に関する給付があった場合には、それにより給付された額を控除した額について本制度による医療費の支給を行うことを規定している。

ただし、生活保護法による扶助は他の法律に定めるすべての保護に劣後するものであるから、本法による医療費の支給は生活保護法の医療扶助に優先する。

なお、医療費の調整規定については、以下のように整理している。

- ① 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法、老人保健法、介護保険法との調整については、第 12 条（医療費の額）及び施行令第 2 条において自己負担分のみを給付することを規定。
- ② ①に掲げる法律以外の各種公費負担医療制度による医療に関する給付との調整については、第 26 条第 1 項において規定。具体的には各種災害補償制度による療養補償給付、日本体育・学校健康センター法による医療費、地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が考えられる。

（2）療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等、救済給付調整金についての調整

- 第 2 項は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、同一の事由について労働者災害補償保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合は、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度においてこれらの救済給付は支給しない旨を規定したものである。
- 「政令で定める法律」は、次のとおりである（施行令第 7 条）。
 - ・ 監獄法（明治 41 年法律第 28 号）
 - ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号。他の法令において準用する場合を含む。）
 - ・ 船員保険法
 - ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
 - ・ 労働者災害補償保険法
 - ・ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和 22 年法律第 80 号）
 - ・ 国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）
 - ・ 船員法
 - ・ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
 - ・ 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）
 - ・ 少年院法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）

- ・ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）
- ・ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）
- ・ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）
- ・ 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）
- ・ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
- ・ 婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号）
- ・ 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和 36 年法律第 215 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
- ・ 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）
- ・ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成 2 年法律第 49 号）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）

※平成 18 年 5 月 24 日、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成 17 年法律第 50 号）が施行されたことに伴い、同法を追加。併せて監獄法が「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」（明治 41 年法律第 28 号）に改正されている。

- 恩給法について、他の法律において準用する場合としては、消防組織法附則第 31 条などがある。国家公務員災害補償法について、他の法律において準用し、又は例による場合としては、特別職の職員の給与に関する法律、裁判所職員臨時措置法、防衛庁の職員の給与等に関する法律、裁判官の災害補償に関する法律がある。
- 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付（以下「災害給付」という。）が行われるべ

き場合には、調整基礎額を①災害給付が一時金としてのみ行われる場合には、災害給付に相当する金額、②①以外の場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とし、その額の限度において、支給しないものとしている（施行令第8条、環境省関係施行規則第22条第1項）。

なお、本制度による給付は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）等の規定による年金たる給付及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当との調整を行わないこととしているため、災害給付に相当する金額の算定に当たって、当該災害給付とこれらの年金たる給付等との調整関係がある場合には、その調整関係を考慮した上で当該災害給付に相当する金額を算定することとし、これらの年金たる給付等が実質的に支給されることとなるよう配慮することとしている（環境省関係施行規則第22条第2項）。

不正利得の徴収（第 27 条関係）

1 趣旨

- 本条は、偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者に対する不正利得の徴収について定めたものである。

2 概要

- 「偽りその他不正の手段」とは、例えば医師に不実の申立てをして虚偽の診断書を作成させて認定を受け、又は救済給付の支給を受けた場合や、当然申し立てるべき事実を隠したり、故意にゆがめたりして、救済給付の支給を受けたような場合をいう。
- 救済給付の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に給付金の支給を受けた者をいい、受給権を有する者に限らない。
- 上記のような場合には、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用を徴収することができるとしている。
この具体的な内容は、次のとおりである。
 - ① 書類の送達（国税通則法第 12 条及び第 14 条）
不正利得の徴収に関する書類の送達は、郵便による送達又は公布送達による。また、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明である場合には、公示送達の方法によることができる。
 - ② 返納義務の承継（国税通則法第 5 条から第 7 条まで）
相続があった場合には、被相続人の返納すべき不正利得は相続人に承継され、また、法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人の返納義務を承継する。
 - ③ 連帯返納義務（国税通則法第 8 条）

不正利得に関する連帯返納義務については、民法の連帯債務の関係規定の一部が準用される。

④ 時効に関する規定（国税通則法第 72 条第 1 項）

法定期限から 5 年間行使しないことによって時効により消滅する。また、援用を要せず、利益を放棄することはできない。

⑤ 期間の計算に関する規定（国税通則法第 10 条）

- 徴収金の先取特権を、国税及び地方税に次ぎ一般の債権に優先するものとしているのは、この制度は、国が公的立場に立って行うものであるところから、不正な行為により救済給付の支給を受けた者がある場合には、他の一般の債権に優先して徴収されるのが適当と考えられることによる。また、国税徴収法第 8 条は国税優先を規定しており、さらに、地方税法第 14 条は国税に次ぐ地方税の優先を規定しているため、これらの趣旨にかんがみ、この法律に基づく徴収はこれらに次ぐものとしている。

受給権の保護（第 28 条関係）

1 趣旨

- 本条は、被害者に対する保護の徹底を図るため、救済給付として支給を受ける権利の保護について定めたものである。

2 概要

- 救済給付を受ける権利は、一身専属権であって、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないことを法律上明らかにし、石綿による健康被害の救済の徹底を図っている。
- 「譲り渡し」とは、救済給付を受ける権利をその同一性を保持しつつ他人に移転することをいう。受給権者が死亡した場合には、第 18 条の規定に基づき未支給の救済給付を受ける権利が発生する場合はあるが、救済給付を受ける権利をそのまま引き続いて他者に移転することは出来ないものとしている。
- 「担保に供し」とは、金銭を借りるため等の目的で、救済給付を受ける権利を対象として質権（権利質）などを設定することをいう。
- 「差し押さえ」とは、債権者の金銭債権の内容を実現するために、執行吏などの執行機関が執行の目的物たる財産に対する債務者の処分権を制限する強制的行為をいう。なお、本条の「差し押さえ」とは、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の狭義の「差押」のほか、執行保全手続としての仮差押（民事保全法第 1 条以下）及び「仮処分」（同法第 1 条）並びに国税徴収法第 47 条による滞納処分としての「差押」も含む広義のものである。

公課の禁止（第 29 条関係）

1 趣旨

- 本条は、救済給付として支給を受けた金銭に対し租税その他の公課を課することができない旨を定めた規定である。受給権の保護と同様、石綿による健康被害の救済という制度の目的の徹底を図るものである。

2 概要

- 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとし、労働者災害補償保険法（第 12 条の 6）、公害健康被害の補償等に関する法律（第 17 条）等と同様の扱いとしている。
- 「租税」とは、国税及び地方税をいい、所得税、個人住民税等が含まれる。
- 「その他の公課」とは、国その他公共団体による権力的な課徴金をいい、また各種の社会保険の保険料、負担金、納付金、賦課金、手数料、代執行費用等をいう。
- 「標準として」とは、救済給付として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は基準とすることをいう。

環境省令への委任（第 30 条関係）

1 趣旨

- 本条は、認定の申請その他の救済給付に関する手続に関して必要な事項を環境省令で定めることとしたものである。

2 概要

- 具体的な事項としては、例えば認定の申請、認定の更新、救済給付の支給の請求の手続、石綿健康被害医療手帳の様式その他諸々の手続事項がある。具体的には、環境省関係施行規則の規定を参照されたい。

基金（第 31 条関係）

1 趣旨

- 本条は、救済給付の支給に要する費用に充てるために機構に石綿健康被害救済基金を設けるとともに、その財源構成を規定するものである。石綿健康被害救済基金は、政府から交付された資金、地方公共団体から拠出された資金、船舶所有者から徴収した一般拠出金、厚生労働大臣から交付された金額（労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金）、特別拠出金、不正利得の徴収金及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額から機構が行う業務の事務費を控除した金額をもって充てることとしている。
なお、本基金は、その元金も含めて取り崩すことにより救済給付の支給を行う取崩し型の基金である。

2 概要

- **石綿健康被害救済基金（第 1 項）**
これまでに独立行政法人に設けられた基金については、その設置根拠が組織法（独立行政法人の個別法）に置かれているため、本法附則第 14 条による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法（以下「改正後の機構法」という。）第 16 条の 2 第 1 項において、機構の業務との関係や本条第 2 項との関係を示す根拠規定を置くこととしている。
- **基金の運用によって生じた利子その他の収入金（第 2 項）**
基金の運用については、改正後の機構法第 16 条の 2 第 2 項において、独立行政法人通則法第 47 条及び第 67 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定を準用することとしており、具体的には、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券の取得、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの以外は運用してはならないこととされている。第 2 項は、こうした運用によって生じた利子その他の収入金を基金に組み入れることとしたものであり、

利子以外の収入金としては、金銭信託の収益の分配が考えられる。

交付金等（第 32 条関係）

1 趣旨

- 本条は、基金への政府の交付金及び地方公共団体の拠出金の根拠規定を定めたものである。

2 概要

○ 政府からの交付金（第 1 項）

石綿による健康被害については、個別的な因果関係の立証は困難であるものの、基本的に事業活動に起因するものであることを踏まえ、また、すべての事業者が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることに着目し、労働者を使用する事業主及び船員を使用する船舶所有者から一般拠出金を徴収するとともに、石綿との関連が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）については、石綿による健康被害についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、一般拠出金に加えて特別拠出金を徴収することとしている（いわゆる 2 階建て方式）。

しかしながら、石綿による健康被害については、潜伏期間が非常に長期にわたるという特殊性があるため、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者や石綿との関連が特に深い事業活動を行っていたと認められる者が既に存在しない又は不明である場合があり、政府はそうした状況を考慮し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。）に充てるための資金を交付することとしたものである。

○ 地方公共団体からの拠出金（第 2 項）

今回の石綿による健康被害の救済制度は、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、民事責任や国家賠償責任とは切り離れた幅広い関係者の拠出による行政上の救済制度として構築されるものである。

地方公共団体についても、石綿による健康被害者を隙間なく救済するという基金創設の趣旨や、今回の救済制度が創設されれば、結果と

して健康被害に苦しむ各地域の住民の迅速な救済にもつながる面もあることにかんがみ、救済給付の支給に要する費用の拠出に関する規定が設けられている。

なお、地方公共団体からの資金の拠出については、事業主からの徴収と同様、平成 19 年度からとなる見込みである。

地方債の特例（第 33 条関係）

1 趣旨

- 本条は、地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする旨を規定するものである。

2 概要

- 現行の地方財政法では、機構に対する基金に充てる資金の拠出に要する経費については、地方債をもって財源とすることができないこととされている。石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、地方公共団体についても救済給付の支給に要する費用の拠出に関する規定が設けられているが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから拠出が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。このため、地方公共団体が、機構に対し、基金に充てる資金を拠出する場合、地方財政法第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもって財源とすることができることとするものである。

(参考)

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

国庫の負担（第 34 条関係）

1 趣旨

- 平成 19 年度以降の救済給付の支給に係る事務の処理に要する費用については、徴収事務費及び給付事務費を問わず、国及び事業主が折半することとしており、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用（徴収事務費）の 1/2 を一般会計から労働保険特別会計に繰り入れる必要がある（平成 18 年度の事務費は国が全額を負担）。
このため、本条は、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用の一部を国庫負担することを定めたものである。

2 概要

- 第 32 条第 1 項において、「政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる」こととしている。
- 具体的には、国は、制度の早期かつ安定的な立ち上げの観点から、平成 17 年度中に、機構に対し一定額（約 388 億円）を交付している。また、制度の円滑な運営を確保する観点から、平成 18 年度の事務費の全額及び平成 19 年度以降の事務費の 1/2 を負担することとしている。
- しかしながら、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用については、石綿健康被害救済基金から労働保険特別会計に入れることができないことから、その事務費の一部を国庫負担することを定めたものである。

一般拠出金の徴収及び納付義務（第 35 条関係）

1 趣旨

- 本制度では、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労働者を使用する事業主及び船員を使用する船舶所有者から一般拠出金を徴収するとともに、石綿との関連が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）については石綿による健康被害についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、一般拠出金に加えて特別拠出金を徴収することとしている。

本条は、一般拠出金の徴収主体及び拠出義務を負う事業主等の範囲及びこれらの者の一般拠出金の納付義務を定めたものである。

2 概要

一般拠出金とは、救済給付費等に充てるために事業主等から徴収するものであり、その納付義務者は、①労働者を使用する事業主、②船員を使用する船舶所有者である。

一般拠出金の徴収は、①については厚生労働大臣、②については機構が行うこととし、具体的な徴収は以下のように行う。

- ・ ①については、労働保険料と併せて、労働官署に同一申告書及び納付書で申告納付させる
- ・ ②については機構に対して申告納付させる

- 労働者等を使用するすべての事業主等から費用を徴収することとしたのは、すべての事業主等が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることに着目し、報償責任の観点から負担を求めることとしたものである。

すなわち、建材や自動車部品等の石綿を含有する製品を製造する事業主のみならず、多くの事業主が、意識していたかどうかに関わらず、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を使用した自動車を営業車としてきた。また、石綿を含有するパッキングを使用する発電所で発電された電気や、石綿を含有するセメント水道管を通じて届いた水を

資源として使用し事業活動を行っていることを考えれば、およそあらゆる事業主は、石綿の使用による経済的利得を受けてきたものと考えられることから、労働者等を使用するすべての事業主から費用を徴収することとしたものである。

なお、一般国民も日常生活において水や電気を使用しており、その意味で、石綿の使用による受益がないとは言えないが、事業活動による経済的利得がないことから、報償責任の観点から負担を求めることは適切でないと考えられる。

- 労災保険法第3条第1項は、「労働者を使用する事業を適用事業とする」と規定しており、労働者を使用する事業主を包括的に把握していると認められるが、船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者については、労災保険法は適用しないこととされている。そこで、労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主に加え、船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者をもって、一般拠出金を負担する義務を負う「一般事業主」として規定したものである。すなわち、船員保険の保険料を負担する船舶所有者から一般拠出金を徴収することとなる。

- 労災保険法第3条第1項の適用事業

労災保険法第3条第1項の規定によれば、「労働者を使用する事業を適用事業とする」こととしている。適用事業とは、いわゆる強制適用事業の意味であり、任意適用事業とされる事業については、労働者を使用する事業主であってもそのすべてから徴収することができないが、徴収の便宜を考えれば、それもやむを得ないものと考えられる。

※任意適用事業

- ① 民間の個人経営の農業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの
- ② 民間の個人経営の林業の事業であって、労働者を常時は使用せず、かつ、1年以内の期間において使用労働者延人員が300人未満のもの
- ③ 民間の個人経営の漁業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの

大部分は5人未満の労働者を使用する民間の個人経営による農業の事業である。

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により元請人が事業主とされる場合
徴収法第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定は、建設の事業が数次の請負によって行われている場合において、下請負事業を元請負事業に一括して元請人のみを徴収法の適用上事業主として取り扱い、一定の場合にのみ、下請負事業を元請負事業から分離して当該下請負人を事業主として取り扱う制度について規定したものである。
- 船員保険法第 60 条第 1 項に規定する船舶所有者
第 60 条第 1 項は、「被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス」とされており、船員保険の保険料の負担関係に着目することにより、拠出金を拠出すべき船舶所有者をとらえたものである。すなわち、船員保険の保険料を負担する船舶所有者から一般拠出金を徴収することとしたものである。
- 一般拠出金の納付義務（第 3 項）
本条第 1 項において厚生労働大臣の労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収権限を規定し、第 2 項において機構の船舶所有者からの一般拠出金の徴収権限を規定しているため、これを一般事業主の側から見ると、一般拠出金を納付する義務を課せられたこととなる。一般拠出金の徴収とその納付とは裏腹の関係にあるものであり、それを明確にするため、本条第 3 項が規定されたものである。
- 今回、労働者を使用する事業主からの費用徴収については、労働保険料の徴収対象と重複するため、その効率的かつ確実な徴収という観点から労働保険の徴収システムを活用することとしているところ、労働者を使用していない個人事業主の大半は労働保険に加入していないため、労働保険の徴収システムを活用できず、費用の徴収に要する経費がかさむこととなる。
労働者を使用していない個人事業主については、こうした事情に加えて、一般的に事業規模が小さいことも併せ勘案し、費用の負担を求めないこととしたものである。
- 船員を使用する船舶所有者からの一般拠出金の徴収に当たっても、船員保険制度における保険料の徴収システムを活用することを検討

したが、

- ① 船員保険の保険料の徴収システムを活用するために必要なシステム改修費用に比べて船舶所有者から徴収する金額が少額であり、費用対効果の観点から効率的でないこと、
- ② 特別会計見直しの議論の中で、船員保険特別会計は労働保険特別会計との統合を検討すべきとされており（「特別会計の見直しについて」（平成 17 年 11 月 21 日財政制度等審議会））、仮に統合された場合には、船舶所有者からの徴収は労働保険徴収システムを活用することとなることが想定されること、

を理由として船員保険の保険料の徴収システムを活用することは適切でないと判断されたため、船舶所有者からの徴収は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき事業者からの費用徴収にノウハウを有する機構が行うこととしたものである。

機構に対する交付（第 36 条関係）

趣 旨

本条は、厚生労働大臣が労災保険適用事業主から一般拠出金を徴収したときは、一般拠出金の徴収事務費等を控除した上で機構に交付することとするものである。

徴収した一般拠出金から控除することとなる費用の項目等については、政令で定めることとしている。

一般拠出金の額（第 37 条関係）

1 趣旨

- 本条は、一般拠出金の額の算定方法について定めているものである。一般拠出金のうち労災保険適用事業主からの徴収については、労働保険制度における保険料の徴収システムを活用して徴収することとしている。このため、その額の決定方式についても、当該制度に合わせる形をとることが適切である。そこで、本条第 1 項は、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（第一項一般拠出金）の算定の基礎となる標準は、労働保険の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額をそのまま用いることについて定めたものである。したがって、船舶所有者から徴収する一般拠出金（第二項一般拠出金）についても、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額を標準とすることとしている。

また、第一項一般拠出金及び第二項一般拠出金の額は、賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額として計算される。

さらに、一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、政府からの交付金及び都道府県からの拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣と協議して定めることとしている。

2 概要

- 本条第 1 項は、労働保険の一般保険料の算定の基礎となる賃金総額を「標準」としたものである。標準をこのように定めることは、一般拠出金を納付する労災保険適用事業主にとっても、徴収する側にとっても、便宜となるものである。
- 一般拠出金の算定の基礎となる「標準」は、「賃金総額」である。労働保険の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額については、徴収法第 11 条第 2 項で、「『賃金総額』とは、事業主がその事業に使用す

るすべての労働者に支払う賃金の総額をいう」と規定されており、この賃金総額を標準として、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金の額が算定されることとなる。また、船舶所有者から徴収する一般拠出金の額は、前年度において船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額に一般拠出金率を乗じて得た額としている。

- 本条第1項及び第2項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、政府からの交付金及び都道府県の拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定めることとしている。

- 政令を定めるに当たっての基本的な考え方としては、救済給付の支給に要する費用の予想額から政府からの交付金及び地方公共団体からの拠出金を控除した額を一定の割合で一般事業主負担分と特別事業主負担分に按分し、一般事業主負担分を一般事業主の賃金総額の合計額で割り戻した率を基準として定めることになる。

なお、一般拠出金率は、船舶所有者からの一般拠出金の徴収及び特別事業主から特別拠出金の徴収を担う機構を所管する環境大臣が、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収権限を有する厚生労働大臣及び事業所管大臣に協議して定めることとしている。

第一項一般拠出金の徴収方法等における徴収法の準用について (第 38 条関係)

1 趣旨

第一項一般拠出金は、労災保険適用事業主から労災保険の保険料と併せて徴収することとする。

本条は、第一項一般拠出金の徴収方法等について、徴収法に係る規定を準用する旨定めるものである。

また、第一項一般拠出金の徴収に当たっては、労働保険料と同様に、徴収法第 33 条第 3 項の労働保険事務組合について、第一項一般拠出金事務を処理することができるものとする。

2 概要

【第 1 項関係】

石綿健康被害救済法に基づく第一項一般拠出金の徴収は、労災保険適用事業主から労災保険の保険料と併せて徴収することとしたことに伴い、石綿健康被害救済法に規定の設けられていない部分について、徴収法における労働保険料の徴収方法に係る以下の規定を準用する旨の規定を設けるものである。

- ① 第一項一般拠出金の徴収（確定保険料に係る徴収法第 19 条準用（同条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く。））

有期事業以外の事業主については、その保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に一般拠出金率を乗じて算出した第一項一般拠出金の額その他を記載した申告書を、その保険年度の初日から 50 日以内に提出するものとする（第 19 条第 1 項第 1 号）。

有期事業については、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に一般拠出金率を乗じて算出した第一項一般拠出金の額その他を記載した申告書を、保険関係が消滅した日から 50 日以内に提出するものとする（第 19 条第 2 項第 1 号）。

第一項一般拠出金は、上記申告書に添えて、有期事業以外の事業

にあつてはその保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から 50 日以内に納付するものとする（第 19 条第 3 項）。

事業主が申告書を提出しないとき、又は記載に誤りがあるときは、政府が第一項一般拠出金の額を決定し、事業主に通知するものとする（認定決定）（第 19 条第 4 項）。

認定決定を受けた事業主は、不足額等の決定の通知を受けた日から 15 日以内に納付しなければならないものとする（第 19 条第 5 項）。

事業主が納付した第一項一般拠出金の額が、納付すべき第一項一般拠出金の額を超える場合には、政府はその超過額を次の保険年度の第一項一般拠出金等に充当し、又は還付する（第 19 条第 6 項）。

② 追徴金（徴収法第 21 条準用）

政府は、上記第 19 条第 4 項の認定決定を受けた事業主から、納付すべき額に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を徴収するものとする。

第一項一般拠出金の申告義務を履行せず、あるいは事実と相違した申告がなされるような場合があり得るので、そのような場合について、追徴金を課すものである。

③ 口座振替による納付等（徴収法第 21 条の 2 準用）

政府は、事業主から第一項一般拠出金の納付を口座振替により行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができるものとする。

労働保険料は、現在、事業主が納期のつど直接金融機関等へ納付することとされているが、口座振替納付制度は各種料金等の簡便かつ確実な納付方法として社会一般に広く利用されており、国税等の納付方法としても早くから活用されていること等から、労働保険料の納付の手續について、口座振替による納付の方法を可能としている。

④ 督促及び滞納処分（徴収法第 26 条準用）

第一項一般拠出金等を納付しない者に対して、督促に係る規定を準用するものとする。

労働保険料の納付については、事業主の自発的な申告納付の制度を採用しており、政府の認定決定に係る保険料及び追徴金の徴収についても、できる限り自発的な納付を期待するものであって、事業主がこれを滞納している場合においては、直ちに滞納処分に着手することはせず、まず、督促をして自発的な納付を促すこととしている。

督促があつたにもかかわらず事業主がなお納付しない場合には、政府は、滞納者の財産を差し押さえ、差押財産を強制的に換価して労働保険料等に充当する措置をとり得るものとしている。

⑤ 延滞金（徴収法第 27 条準用）

政府は、④により第一項一般拠出金の納付を督促したときは、第一項一般拠出金の額につき年 14.6 パーセントの延滞金を徴収するものとする。

⑥ 先取特権の順位（徴収法第 28 条準用）

第一項一般拠出金等の先取特権の順位は、他の社会保険諸法令等と同様に国税及び地方税に次ぐものとする。

私法上の債権については、いわゆる債権者平等の原則を基調として一般に債権者相互間に優劣の差異が認められないのに対し、労働保険料その他徴収法の規定による徴収金債権については、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権が認められ、私債権に先立って徴収する。

⑦ 徴収金の徴収手続（徴収法第 29 条準用）

第一項一般拠出金等は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収するものとする。

「国税徴収の例により」とは、具体的には国税通則法、国税徴収法等の規定により、という意味であり、国税通則法は、国税の納付義務の確定等国税についての基本的及び共通的事項を定めたものであり、国税徴収法は、国税債務の不履行の場合の履行強制手段としての滞納処分手続を中心とし、その履行強制の過程において他の公課及び債権と競合した場合の優先権等について定めたものであ

る。このため、画一的かつ大量的に発生する公課債権の徴収手続としては、国税徴収手続を広く準用することが、一般に合理性をもつと考えられており、他の社会保険諸法令等の徴収においても同様である。

⑧ 行政手続法の適用除外（徴収法第 36 条の 2 準用）

徴収法においては、労働保険事務組合の認可（徴収法第 33 条第 2 項）及び認可取消（同法同条第 4 項）を除く処分については、行政手続法第 2 章（申請に対する処分）及び第 3 章（不利益処分）の規定は適用しない。

これは、労働保険料の賦課徴収に関する部分については、特定の行政分野について独自の手続体系が形成されていることから、租税の賦課徴収に関する処分に準ずるものであるとして、適用除外とされたものである。

⑨ 時効（徴収法第 41 条準用）

徴収法上の労働保険料等の徴収金を徴収する権利等は、その行使が容易であり、またこの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態のもとにおくことは、事務を一層複雑化するおそれがあるので、2 年の短期消滅時効にかからせることとしている。

⑩ 報告等（徴収法第 42 条準用）

徴収法に基づく労働保険関係事務の処理については、保険者たる政府による業務運営のみにとどまらず、事業主あるいは労働保険事務組合等の協力をまって、初めて適正かつ円滑になされるものであるので、徴収法第 42 条により、事業主あるいは労働保険事務組合等に対し、報告、文書提出等の義務を課すこととしている。

⑪ 立入検査（徴収法第 43 条準用）

政府が適正に労働保険料等を徴収し、その他徴収法の施行を適正、円滑に行うためには、基礎資料を調査し実態を把握するほか、事業主等が行う事務処理の違法・不当を発見し、これを是正することが必要であり、そのために必要な立入検査の権限を行政庁に付与することとしている。

⑫ 厚生労働省令への委任（徴収法第 45 条の 2 準用）

労働保険料の納付の手續その他徴収法の実施に関する事項については、法律の規定のみでは必要事項の全てを規定できないため、厚生労働省令に委ねることができることとしている。

なお、第二項一般拠出金については、同様の規定として、第 46 条において環境省令への委任規定が置かれているところである。

【第 2 項関係】

第一項一般拠出金は、労災保険適用事業主から労働保険料と併せて徴収することから、徴収法第 33 条第 3 項の労働保険事務組合が第一項一般拠出金の納付その他の第一項一般拠出金に関する事務（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理できるものとする。

【第 3 項関係】

以下の規定について、労働保険事務組合が第一項一般拠出金事務を処理することができることに伴い、労働保険事務組合に係る第一項一般拠出金事務について、労働保険事務と同様に規定するものである。

① 労働保険事務組合に対する通知等（徴収法第 34 条準用）

政府は、労働保険事務組合に第一項一般拠出金事務の処理を委託した事業主に対してすべき第一項一般拠出金の納入告知等の通知等については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした当該通知等は、当該事業主に対してしたものとみなすものとする。

徴収法第 34 条において、通知等を労働保険事務組合に対してすることができることとしているのは、①労働保険事務組合は事業主を代理して労働保険事務を処理するものであり、②労働保険事務組合に委託している多数の事業主に関する事務処理を一つの手続によって行うことにより、保険者たる政府の事務の簡素化を図る必要があるからであり、第一項一般拠出金事務の処理については、労働保険料と併せて徴収することから、同条を準用するものである。

② 労働保険事務組合の責任等（徴収法第 35 条（第 4 項を除く。）準用）

労働保険事務組合が、第一項一般拠出金の納付を受託し、金銭の

交付を受けた場合、その金額の限度で、労働保険事務組合は政府に対して当該第一項一般拠出金の納付の責めに任ずる等の規定を準用するものとする。

徴収法第 35 条第 1 項においては、事業主から交付を受けた金額の限度において労働保険事務組合が政府に対して労働保険料等の徴収金を納付する責任を有することを規定している。

第 2 項においては、労働保険事務組合の責めに帰すべき理由によって生じた追徴金又は延滞金は、事業主ではなく当該労働保険事務組合が納付の責めを負うことを規定している。

第 3 項においては、労働保険事務組合が納付の責めに任ずる労働保険料等については、その労働保険事務組合に対し滞納処分をしてもなお徴収すべき残余额がある場合に限り、その残余额を事業主から徴収できることとして、労働保険事務組合の納付すべき労働保険料等の納付責任は原則的には労働保険事務組合にあるとしつつ、政府が労働保険料等を委託事業主から直接に徴収できる場合を想定している。

労働保険事務組合が納付義務を負うものであることから、労働保険事務と同様の取扱いとするものである。

③ 帳簿の備付け等（徴収法第 36 条準用）

労働保険事務組合が第一項一般拠出金事務を処理する場合、その処理する第一項一般拠出金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならないものとする。

労働保険事務組合は、多数の事業主の委託を受けてこれら事業主の行うべき第一項一般拠出金事務を代行することができるものであるが、一定の場合には第一項一般拠出金その他の徴収金の納付の責めを自ら負うことになる（徴収法第 35 条の準用）。このような重要な法律関係については、その基礎となる事実関係が明確にされていなければ、事業主に不安を与えるばかりでなく、第一項一般拠出金の徴収にも支障を来すことになるので、特に労働保険事務組合に対し、その処理する第一項一般拠出金事務に関する帳簿を備えておくべきこととして、徴収法第 36 条を準用することとしたものである。

④ 労働保険事務組合に対する報奨金（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に

関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第23条準用)

労働保険事務組合制度の趣旨は、中小事業主の事務負担を軽減し、労働保険の適用促進、労働保険料の徴収等労働保険の円滑な運営を確保しようとするところにある。そこで、労働保険事務組合が行う労働保険料の申告・納付その他労働保険事務の処理についてその労に報い、かつ、将来にわたって助長奨励を行うため、毎年度、労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対しては、一定の要件のもとに所定の額の報奨金を交付することとしている。

第一項一般拠出金についても、労働保険料と併せて徴収することから、当該規定を準用し、第一項一般拠出金も併せた労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対して報奨金を交付することとするものである。

(参考) 不正受給者からの費用徴収に係る第35条第4項を準用していない理由

石綿健康被害救済法に基づく救済給付については、同法第27条において同様の不正利得の徴収について規定が設けられているが、同条は労災保険法第12条の3第2項とは異なり事業主からの徴収を想定しておらず、これに係る規定が置かれていないため、労働保険事務組合についても規定を設ける必要がないことによる。

労災保険法第12条の3

第12条の3 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

- ② 前項の場合において、事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。）が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
- ③ 徴収法第26条、第28条、第29条及び第41条の規定は、前2項の規定による徴収金について準用する。

第二項一般拠出金の納付等（第 39 条関係）

1 趣旨

- 本条は、船舶所有者が第二項一般拠出金を納付する場合の納付期限、申告書を提出しなかったり、誤りがあった場合の手續について定めたものである。

2 概要

- 船舶所有者は、前年の賃金総額を算定し、これに環境省令で定められる一般拠出金率を乗ずることによって、自己が納付すべき額を算出し、その金額を直接、年度当初から 50 日以内に（すなわち 5 月 20 日までに）機構に納付しなければならない。
なお、申告納付期限を 50 日としたのは、労災保険法における保険料の期限にならったものである。
- また、申告書の提出が所定の期限内になかった場合、あるいは申告書の提出はあったがその内容に誤りがあった場合（過少申告、過大申告）には、機構は、自らの調査結果をもとに、その船舶所有者が納付すべき一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知することとされている。（第 2 項）
- なお、第 45 条第 1 項の規定により、機構は、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類を検査させることができることとされており、この規定を発動することによって、チェック材料を集めることができる。また、この規定による命令に違反して報告をしなかった場合等には、罰則（6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）があり、実効性が担保されている。（第 88 条第 3 項）

第二項一般拠出金の延納（第 40 条関係）

1 趣旨

- 本条は、船舶所有者から納付することとされている第二項一般拠出金の納付を容易にするために、船舶所有者（納付義務者）の申請に基づき、その納付期限を延ばすことができる旨を定めたものである。

2 概要

- 延納とは、第二項一般拠出金の納付期限（第 39 条第 1 項により各年度の初日から 50 日以内とされている。）を延長することをいうが、その方法としては、第二項一般拠出金の全部についてその納付の期限を延期させる場合と一定の期間にわたって一部ずつを分割納付させる場合の二つがある。本法では、後者の方法をとることを考えており、この場合の具体的な要件、手続は、第 46 条に基づく環境省令において定められる。

督促及び滞納処分（第 41 条関係）

1 趣旨

- 本条は、第二項一般拠出金の納付の督促及びその滞納処分について定めたものである。

2 概要

- 第二項一般拠出金は、救済給付の支給に要する費用に充てるために徴収されるものであり、これが徴収されないと被害者の救済が行われ得なくなることから、本法においては、強制徴収ができるようになっている（第一項一般拠出金についても、第 38 条において徴収法第 26 条を準用することにより、強制徴収ができることとされている。）。
- 憲法第 29 条（財産権）との関係は以下のとおりである。
 - 一般的に私権の制限が憲法上認められるかどうかは、制限の目的、制限の内容、制限の程度等を検討し、これらを比較考量して決定すべきものとされている。
 - これを本法に基づく一般拠出金の徴収について考えてみると、
- ① まず、本法の目的は、石綿による健康被害の迅速な救済であり、憲法第 25 条を中心とする福祉国家の理念からみても、その目的は憲法第 29 条第 2 項の公共の福祉に適合するものである。
- ② 制限の内容は、報償責任の観点から、民事責任を問うことが困難な石綿による健康被害の救済のため、労働者を使用する事業主等に対し、石綿が産業基盤となる施設、設備、機械等で広く使用されてきたことによって受けた経済的利得の程度に応じ、一定の拠出を求めるものである。労働者を使用する事業主等は、そのような産業基盤があることによりその存続の基盤を得てきたのであり、また、石綿による健康被害は基本的に事業活動による被害であることから、そのような産業基盤によって受けた経済的利益の程度に応じ、石綿による健康被害の救済のための費用を拠出させることは必要であり、かつ、不合理ではない。

- ③ 制約される権利は労働者を使用する事業主等の財産権であるが、
 抛出を求められる額は、被害者の救済に必要なにして十分な額であり、
 労働者を使用する事業主等の財産権に対する重大な制約ではない。また、
 現行法制下においても、財産権に対しては、租税・公用負担等により種々の
 制約が認められているところである。
- ④ しかも事業者の納付義務違反に対しては、強制徴収規定が置かれるのみ
 であり、刑罰のごとき厳しい制裁を課するものではない。
 以上の点より、新法による労働者を使用する事業者の財産権に対する制約は、
 合理的な範囲にとどまり、憲法第 29 条に違反しないと考えられる。

(参考)

日本国憲法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- なお、本制度においては、独立行政法人である機構に対して強制徴収権を与えているが、同様の例として、公害健康被害の補償等に関する法律のほか、障害者雇用促進法がある。

延滞金（第 42 条関係）

1 趣旨

- 本条は、延滞金の徴収事由及び徴収金額並びに徴収しない場合を定めたものである。

延滞金は、延滞した第二項一般拠出金に対する公法上の遅延利息であるとともに、行政罰たる性質を併有しているものである。

2 概要

- 第二項一般拠出金の納付を督促したときは、督促に係る第二項一般拠出金の額に年 14.6%の割合で、納付期限の翌日から、その完納又は差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することになっている。

- 年利については、14.5%（公害健康被害の補償等に関する法律）と 14.6%（徴収法）の両方の例が見られるが、本制度では、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収について労働保険徴収システムを活用することとしているため、公平性の観点から、14.6%としたものである。

- 第5項第5号の「第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき」とは、天災地変など不可抗力によりやむなく滞納したものと認められる場合である。その事業の経営不振又は金融事情等の経済事由によって第二項一般拠出金を滞納しているときは、「やむを得ない事由」とはみなされない。

先取特権の順位（第 43 条関係）

1 趣旨

- 本条は、第二項一般拠出金その他の徴収金の先取特権の順位について定めたものである。

2 概要

- 「先取特権」とは、法律で定められている一定の債権を有する者が、債務者の総財産又は特定の財産について、他の債権者に優先して弁済を受けることを内容とする権利である。
- 第二項一般拠出金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものであるが、厚生年金、労災保険等の徴収金並びに地方公共団体が徴収する分担金、使用量及び加入金等他の公課の先取特権の順位とは同順位であることから、他の公課より先に差押えをした場合に限り、他の公課に優先して第二項一般拠出金等を徴収することができることになる。

徴収金の徴収手続（第 44 条関係）

1 趣旨

- 本条は、第二項一般拠出金その他の徴収金の徴収は、この法律に別段の定めがあるものを除いて、国税通則法や国税徴収法等の規定によって処理されることを規定したものである。

2 概要

- 「第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金」
「第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金」とは、次に掲げるものである。
 - ① 第 39 条第 1 項に基づき法定納期限までに納付すべき第二項一般拠出金
 - ② 第 39 条第 2 項に基づき機構が決定した第二項一般拠出金
 - ③ 第 39 条第 3 項に基づき法定納期限までに納付すべき第二項一般拠出金の全額及び不足額
 - ④ 第 42 条第 1 項に規定する延滞金
- 「国税徴収の例による」こととされている国税通則法及び国税徴収法の規定のうち、徴収に関するものの主たる内容は、次のとおりである。
 - ① 期間の計算及び期限の特例（国税通則法第 10 条）
期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
 - ② 書類の送達（国税通則法第 12 条及び第 14 条）
送達を受けるべき者の住所及び居所が不明である場合には、公示送達の方法によることができる。
 - ③ 納付義務の承継（国税通則法第 5 条から第 7 条まで）
相続があった場合には、被相続人の納付すべき第二項一般拠出金等は相続人に承継され、また、法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人の納付義務を

承継する。

④ 連帯納付義務（国税通則法第 8 条）

第二項一般拋出金等に関する連帯納付義務については、民法の連帯債務の関係規定の一部が準用される。

⑤ 繰上げ請求（国税通則法第 38 条）

納付義務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、法人である納付者が解散したとき等においては、納付義務者が有する期限の利益が剥奪され、繰上げ請求手続がとられる。

⑥ 納付の猶予（国税通則法第 46 条から第 52 条まで及び第 54 条）

震災等の災害により第二項一般拋出金等の納付義務者がその財産に相当な損失を受けたとき、又は震災等の災害その他の事実がある場合において第二項一般拋出金等を一時に納付することができないと認められるときは、納付義務者の申請に基づき納付の猶予がなされる。

⑦ 時効に関する規定（国税通則法第 72 条第 1 項）

法定期限から 5 年間行使しないことによって時効により消滅する。また、援用を要せず、利益を放棄することはできない。

以上のほか、被担保債権との調整規定（国税徴収法第 15 条から第 25 条まで）、第二項一般拋出金等と私債権との競合の調整規定（同法第 26 条）、第二項一般拋出金等の債権の対外的効力に関する規定（国税通則法第 42 条）等がある。

船舶所有者に対する報告の徴収等（第 45 条関係）

1 趣旨

- 本条は、第二項一般拠出金の徴収に関し必要があるときは、機構は、船舶所有者に対し、報告又は文書等の提出を求めることができることとするものである。

2 概要

- 「第二項一般拠出金の徴収に関し必要があると認めるとき」とは、例えば、申告書に記載された賃金総額が正しいものであるかどうかを確認する必要がある場合等を想定している。
- 「文書その他の物件」とは、例えば、賃金台帳等を想定している。
- なお、本条第 1 項の規定による命令に違反して報告をしなかった場合等には、罰則（6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）があり、実効性が担保されている。

環境省令への委任（第 46 条関係）

1 趣旨

- 本条は、本法律に規定していない事項で、第二項一般拠出金その他の徴収金に関し必要な事項は、環境省令に委任することを定めた委任規定である。

2 概要

- 具体的なものとしては、次のような事項を定めることを想定している。
 - ① 納付の方法（企業を単位として納付するものとする。）
 - ② 第二項一般拠出金の充当（機構は、未納の船主拠出金に充当したときは、その旨を納付義務者に通知しなければならない。）
 - ③ 延納の方法
 - ④ 第二項一般拠出金の申告及び納付
 - ⑤ 滞納処分の証明書（滞納処分のため財産の差押えをするときは、機構の職員は、証明書を提示しなければならない。）
 - ⑥ 公示送達の方法
 - ⑦ 書類の保存義務
 - ⑧ 代理人の選任の届出 等

特別拠出金の徴収及び納付義務（第 47 条関係）

1 趣旨

- 本制度では、事業主のうち石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）については、石綿による健康被害についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、一般拠出金に加えて特別拠出金を徴収することとしている（いわゆる 2 階建て方式）。本条は、救済給付の支給に要する費用に充てるための特別拠出金の納付義務者の範囲を定めるものである。

2 概要

- 「特別拠出金」とは、石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）から、救済給付の支給に要する費用に充てるために徴収する金銭である。
- 特別拠出金を徴収することとなる事業主は、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主」としている。

特別拠出金の額の算定方法（第 48 条関係）

1 趣旨

- 本条は、特別拠出金の額を定めるに当たっての算定方法について定めたものである。

2 概要

- 特別拠出金の額については、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情」という考慮要素のみ法定し、あとは政令で具体的に算定方法を定めることとしており、かなり包括的に授權しているため、これについては審議会における慎重な審議を経るべきものとして、その適正な運用を確保することとしているものである。なお、「その他の事情」には、例えば第 37 条第 3 項に規定する一般拠出金率が含まれるものである。

特別拠出金の額の決定、通知等（第 49 条関係）

1 趣旨

- 本条は、特別拠出金の額は、機構が前条の算定方法に従って決定することと、その特別拠出金の具体的な納付方法を定めたものである。

2 概要

- 機構は、政令で定める特別拠出金の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を決定しなければならないが、機構は特別拠出金を納付させる事業主及び当該事業主に納付させる額を定めた後、各事業主に対して、
 - ① 特別拠出金を納付させる事業主として定められたこと
 - ② 納付することとなる特別拠出金の額
 - ③ 納付すべき期限
 - ④ その他必要な事項を通知しなければならないこととしている。

第1項の「その他必要な事項」としては、納付期限までに納付がない場合の措置、払込指定金融機関、不服申立ての教示などが考えられる。
- 第2項の「特別拠出金の額を変更する必要があるとき」とは、例えば、特別拠出金の額の算定に誤りがあった場合である。

準用（第 50 条関係）

1 趣旨

- 本条は、特別拠出金が一般拠出金と基本的に同じ性格のものであるので、一般拠出金の条文を準用する旨を定めたものである。

2 概要

- 準用される内容は次のとおりである。
 - ① 延納に関する規定（第 40 条）
 - ① 督促及び滞納処分に関する規定（第 41 条）
 - ② 延滞金に関する規定（第 42 条）
 - ③ 先取特権に関する規定（第 43 条）
 - ④ 徴収金の徴収手続に関する規定（第 44 条）
 - ⑤ 報告の徴収等に関する規定（第 45 条）

環境省令への委任（第 51 条関係）

1 趣旨

- 本条は、本法に規定していない事項で、特別拠出金その他の徴収金に関し必要な事項は、環境省令に委任することを定めた委任規定である。

2 概要

- 具体的なものとしては、次のような事項を定めることを想定している。
 - ① 特別拠出金の充当（未納の特別拠出金等に充当したときは、その旨を納付義務者に通知しなければならない。）
 - ② 延納の方法
 - ③ 滞納処分の証明書（滞納処分のため財産の差押えをするときは、機構の職員は、証明書を提示しなければならない。）
 - ④ 公示送達の方法
 - ⑤ 書類の保存義務
 - ⑥ 代理人選任の届出 等

**被認定者等に対する報告の徴収等（第 52 条関係）、
受診命令（第 53 条関係）、救済給付の一時差止め（第 54 条関係）**

1 趣旨

- 本条は、認定又は救済給付を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求め、又は受診を命令する（受診命令は第 4 条第 1 項の認定の際のみ）権限を機構に与え、これらに従わないときは、その者に対する救済給付を一時差し止めることができる旨を定めるものである。

2 概要

- 認定又は救済給付の支給は、指定疾病にかかっている者等に対して行われるものであり、その状態を常に正確に把握することは、不正受給を防ぎ、本制度の適正な運営を図るため必要なものである。このため、認定の申請や救済給付の請求の際に添付させる証明書等で不明な点があった場合には、これをただすことができることとするとともに、認定や救済給付の支給決定後に被認定者等の実態を把握するため、機構に報告徴収、文書・物件の提出命令の権限を与えるものである。

具体的には、添付書類では不明な点について、認定を受けようとする者に対し医師の診断書の提出を求めたり、特別遺族弔慰金を受けようとする者に対し同一生計関係に関する報告を求めたりすること等が考えられる。

- また、認定申請者の症状について不明な点があった場合には、これを明らかにするために、この者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずる権限を機構に与えることとしたものである。
- 以上の機構の命令は、認定や救済給付の支給を行うに際して、その処分が適正であるかどうかを判断するに十分な資料がない場合に行われるものであり、これに従わなかった者等に対しては 6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金が科せられる（第 89 条第 1 項第 1 号）。

しかしながら、既に救済給付を受けることができる者がこの命令に従わない場合には、罰則が科せられるような違法な状態であるにも関わら

ず、救済給付の支給を行わざるを得なくなるので、第 54 条の規定によって、救済給付を一時差し止めることができることとしている。

保険医療機関等に対する報告徴収等（第 55 条関係）

1 趣旨

- 本条は、保険医療機関等に対する機構の報告徴収等について定めるものである。

2 概要

- 本条は、診療報酬の支払に当たってその請求が保険医療機関等により適正に行われているかどうかを把握するという見地から公害健康被害の補償等に関する法律等の他制度の例に倣い、報告の徴収等の命令をする権限や関係者に質問する権限を機構に与えるものである。
- 本条の権限によって担保されるのは、診療報酬請求が正当なものであるかどうか、ということであるから、これが担保されない場合は当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができるものとしている。

診療を行った者等に対する報告徴収等（第 56 条関係）

1 趣旨

- 本条は、認定又は救済給付の支給に関して必要があるときは、機構は、認定申請に係る診断や救済給付に関する診断等を行った者等から、報告を徴収し、診療録その他の物件の提示を命じ、また質問をすることができることとするものである。

2 概要

- 具体的には、「診断」若しくは「診療」を行う医師、「薬剤の支給」を行う薬剤師若しくは「手当」を行う看護師等又はこれを使用する医療機関等に対し、これらの者が行った「診断」等について報告を求めることができることとしている。
- 本条は、認定又は救済給付の支給の適否を判断するために診断を行った医者等に対して報告徴収等を求めるものであり、虚偽の報告をした者等に対しては6月以下の懲役又は20万円以下の罰金が科せられる（第89条第1項第2号）。

事業主に対する資料の提出の要求等（第 57 条関係）

1 趣旨

- 本条は、環境大臣が、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる旨を定めたものである。

2 概要

- 本条は、事業主に対する資料の提出の要求等に関する規定であるが、これは、一般拠出金率を設定し、また特別事業主の要件及び特別拠出金の算定方法を定め、更に費用負担のあり方の検討を行うこととなる環境大臣が、各種事業主に対し、必要な資料、例えば、船舶所有者における賃金の総額の実態、事業における石綿の使用量の実態、石綿製品の製造量等の資料の提出及び説明を求めるためのものである。
- なお、本条の資料の提出の要求等の権限は、第 2 章の救済給付制度に関し全般的な責任を負う環境大臣にのみ認められたものである。

秘密保持義務（第 58 条関係）

1 趣旨

- 本条は、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が認定及び救済給付の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならないことを定めることとしたものである。

2 概要

- 特定独立行政法人以外の独立行政法人である機構の役職員は国家公務員身分を持たないため、国家公務員法に基づく守秘義務は課されていない。しかし、本制度で機構が行うこととなる事務は、個人の住所や家族関係に加え病状の詳細等厳重に守られるべき個人情報を取扱うため、機構の役職員には国家公務員と同様、守秘義務を課すものとしている。
- なお、本条の守秘義務に違反した者に対しては、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられる（第 87 条）。

審査請求の内容とその請求対象（第75条第1項関係）

1 趣旨

- 第75条第1項は、機構が行う認定・救済給付の支給に関する処分又は第二項一般拠出金若しくは特別拠出金の徴収に関する処分に不服のある者に対する救済措置として、それぞれ公害健康被害補償不服審査会又は環境大臣に対して審査請求をすることができる旨の規定を設けたものである。

2 概要

(1) 認定・救済給付の支給に関する処分に対する審査請求（第1項第1号）

- 本制度においては、処分庁たる機構に対する異議申立てに代えて、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることとする。
- 認定又は救済給付の支給に関する処分の実施主体は機構であり、行政不服審査法の原則によれば、機構に対して異議申立てをすることになる。しかし、独立行政法人が行う処分に対する不服申立ては、その監督権限を有する行政庁に対して行われることが多い（薬事法第14条の2、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条の3）。
- 今回の制度における認定又は給付の支給に関する不服申立てについては、
 - ・ 審査に当たって高度に専門的な医学的知識が要求されること
 - ・ 石綿による健康被害に対する迅速適正な救済のため、不服事案のより適正かつ迅速な処理が必要であること
 - ・ 公害健康被害補償法に基づくこれまでの審査請求の経験の蓄積により審査請求の審理に精通していること
 - ・ 認定又は救済給付の支給に関する処分は環境大臣による医学的判定の通知を経てなされることから、公害健康被害補償不服審査会の方が第三者としてより客観的な判断を行うことができることから、既存の公害健康被害補償不服審査会がその審査を行うこととしたものである。

- また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、不服審査、行政処分への関与等については、法令の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとされており、今回の石綿による被害者の救済に係る審査請求の審理についても既存の公害健康被害補償不服審査会の所掌事務を追加することにより対応することが適当と判断したもの。

（２）第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に関する処分に対する審査請求（第 1 項第 2 号）

- 機構が行う第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に関する処分については、行政不服審査法の原則によれば、機構に対して異議申立てをすることとなるが、本法においては、環境大臣に対して審査請求を認めることとした。

行政不服審査法の適用関係（第 75 条第 2 項関係）

1 趣旨

- 第 75 条第 2 項は、認定・救済給付の支給に関する処分に対する審査請求における行政不服審査法の適用関係について定めたものである。すなわち、認定・救済給付の支給に関する処分に対する審査請求にかかる規定は、行政不服審査法の一部を排除した新たな不服審査の体系をつくり出したものではなく、行政不服審査法の体系にのりつつ一部独自の方法をとることとしている。したがって、本法の不服審査については基本的には行政不服審査法の規定がそのまま適用され、更に本法の規定がこれを補完するという形をとっている。

ただし、行政不服審査法の規定の中で補正を行う必要のあるものについては、変更を加えることとしている。

2 概要

- 行政不服審査法第 31 条（職員による審理手続）の規定は、各般の審理手続をその庁の職員が行うことができる旨を定めた規定であるが、本制度においては公害健康被害補償不服審査会が審査請求の審理を行うため、その委員でその審査事案の審査員となっている者又は専門委員が行うことができることとしたものである。

<参考>

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）

（職員による審理手続）

第 31 条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第 25 条第 1 項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第 27 条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第 29 条第 1 項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

公害健康被害補償法の準用（第 75 条第 3 項関係）

1 趣旨

- 第 75 条第 3 項は、公害健康被害補償法の準用について定めたものである。すなわち、認定又は救済給付の支給に関する処分に関する者は公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求を行うこととされているが、それは審査請求の手續まで当然に公害健康被害補償法に基づき行うことを意味しないため、必要に応じて読み替えをしながら準用することとしている。
- 公害健康被害補償法の不服審査は口頭審理主義であるのに対し、本制度においては、書面審理主義を採用することとしており、それに合わせて、必要な条文を一部読み替えを行った上で準用している。

2 概要

- 口頭審理主義は、①陳述が飾り気なしに行われるので当事者の真意を把握しやすい、②印象が直接的かつ鮮明である、などの長所がある一方、審理が長引く可能性がある。これに対して書面審理主義は、①資料がすべて書面に記載されているので明瞭かつ確実である、②審理を簡易迅速に行い得るという長所があるが、印象が間接的であり、疑問点を釈明で明確にしえないなどの短所がある。
- 公害健康被害補償法の不服審査は口頭審理主義を採っているが、審査請求書の受理から裁決まで通常 2 年 6 ヶ月～3 年を要しており、中皮腫の平均余命が約 2 年であること、一度に大量の申請がなされる可能性があることを考えると、現在の処理期間を大幅に短縮する必要がある。そこで、行政不服審査法の原則である書面審理主義を採用することによって、迅速な処理を行うこととした。
- そこで、本制度では、公害健康被害補償法の特殊事情による第 126 条（利害関係人への審査請求書の副本の送付）及び口頭審理に関する規定である公害健康被害補償法第 127 条～第 130 条、第 132 条、第 135 条は準用しないこととしている。

異議申立て（第 76 条関係）

1 趣旨

第 38 条の規定により準用する徴収法第 19 条第 4 項の規定による処分における異議申立てについて規定するものである。

2 概要

石綿健康被害救済法に基づく処分については、第 4 章において不服申立てについての規定を設けていることから、第 38 条第 1 項の規定により準用する徴収法第 19 条第 4 項の規定による処分（いわゆる認定決定。第 38 条の説明を参照。）についての不服申立ても、異議申立てについての徴収法第 37 条の規定にならい、設けたものである。

（参考）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

（不服申立て）

第 37 条 事業主は、第 15 条第 3 項又は第 19 条第 4 項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

不服申立てと訴訟との関係（第 77 条関係）

1 趣旨

- この法律に基づいて機構が行った処分又は事業主に対する第一項一般拠出金の決定に関する処分については、
 - ・ 認定・救済給付の支給に関する処分についての審査請求に対する公害健康被害不服審査会の裁決、
 - ・ 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決、
 - ・ 第一項一般拠出金の徴収に係る処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定又は第一項一般拠出金の徴収に係る処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、当該処分の取消しの訴えを提起することができないこととしたものである。

2 概要

- 行政事件訴訟法第 8 条第 1 項本文においては、処分の取消しの訴えは、当該処分につき審査請求をすることができる場合でも直ちに提起することを妨げないことが原則とされているが、同項ただし書において、法律に審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えをすることができない旨の規定がある場合、この限りではないとされている。
- 認定又は救済給付の支給に関する処分は大量に行われること、事務処理に関する行政の統一を図る必要があること、処分の内容が専門的技術的知識を要するものが多いこと、審査請求の審理は両議院の同意を得て任命された委員により構成される第三者的機関が当たること等から、本法において特別の規定を設け、不服申立て前置主義を採ったものである。
- また、一般拠出金・特別拠出金の徴収に関する処分については、処分が反復、継続して行われるものであり、その結果如何によっては行政庁側の従来の統一的ルールに重大な変更を迫ることにもなるので、まず処分庁側の判断を求め、しかるのちに裁判所の判断を求めることとしている。

○ なお、第一項一般拠出金については、徴収法においては、徴収法第 19 条第 4 項の規定による処分（いわゆる認定決定）については、異議申立てをすることができることとなっており（徴収法第 37 条）、異議申立てに対する厚生労働大臣の決定に不服がある場合は、①異議申立て→審査請求→取消訴訟、又は②異議申立て→取消訴訟、のいずれかの手段をとることができることとされている（徴収法第 38 条）。

よって、石綿健康被害救済法においても、第 38 条において準用する徴収法第 19 条第 4 項について異議申立てをすることができる規定を設けており（第 76 条）、徴収法と同様の仕組みとする必要があった。このため、第一項一般拠出金については、徴収法第 38 条と同様に、異議申立てに対する厚生労働大臣の決定と審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を併記することとしたものである。

<参考 1 >

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第 8 条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

<参考 2：徴収法に基づく不服申立ての仕組み>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

（不服申立て）

第 37 条 事業主は、第 15 条第 3 項又は第 19 条第 4 項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

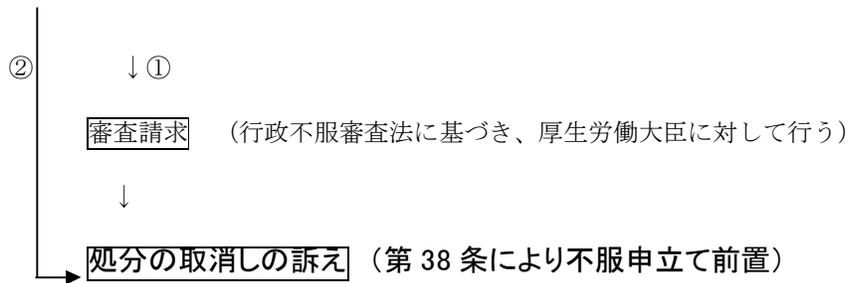
（不服申立てと訴訟の関係）

第 38 条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

労働保険料についての認定決定（処分権者：都道府県労働局歳入徴収官）

↓

— 異議申立て（第 37 条に基づき、都道府県労働局歳入徴収官に対して行う）



調査及び研究について（第 80 条関係）

1 趣旨

- 本条は、石綿による健康被害の予防のために国が必要な調査及び研究を行うべきである旨について規定したものである。

2 概要

- 本法は、既に発生した被害に対する救済制度としての性格を有するものであるが、今後このような石綿による甚大な健康被害が生じることのないよう国としても予防のために必要な調査及び研究を行うべきことを規定している。

公務所等への照会（第 81 条関係）

1 趣旨

- 本条は、特別遺族給付金及び救済給付の給付事業の適正な運用を確保するため、確実な支給決定のための情報収集や不正受給の防止のために、厚生労働大臣及び機構が公務所や公私の団体等に対し、申請者又は被認定者に関する必要な情報提供を求めることができる旨を規定したものである。

2 概要

（1）特別遺族給付金の支給に係る照会

- 特別遺族給付金の支給は、既存の労働者災害補償制度において時効（5年）によって補償がされない死亡労働者等の遺族について救済することを目的としているため、その支給の決定に当たっては、確実かつ十分な情報を収集する必要がある。
- そのため、支給決定事務の運用に関して、死亡労働者等の死亡の状況、遺族が申請要件を満たした者であること、故意に他の受給権者を死亡させるなど欠格事由に該当しないことなどを確認するため、例えば以下の各種機関に対し、厚生労働大臣から、死亡労働者又は申請者に関する必要な情報の提供を求める必要がある。
 - ・ 申請者その他の関係人の身分関係を明らかにするため、戸籍事項について照会する市町村等
 - ・ 死亡労働者等に関する死亡届に資料として添付する死亡診断書及び死体検案書等について保有する法務局
 - ・ 捜査情報等を有する警察署等の捜査機関

（2）救済給付の支給に係る照会

- 救済給付の支給は、既存の労働災害補償制度等により救済されない被

害者の救済を目的としているため、第 26 条において他制度により救済される場合には救済給付の支給を行わないこととしている。しかし、実際には、複数の制度に同時に申請を行う者や、本制度から他制度に移行する者も想定される。

- 認定・給付事務の運用に当たり、このような二重給付や不正受給を防ぐためには、以下のような各種機関に対し、機構から、申請者又は被認定者に関する必要な情報の提供を求めることが必要である。
 - ・ 申請者その他の関係人の身分関係を明らかにするため、戸籍事項について照会する市町村等
 - ・ 他の公的給付の支給の有無、支給額等について照会する厚生労働省、都道府県の公務災害担当部署等
 - ・ 被害者負担額を明らかにするため各種保険制度による支給の有無、支給額等について照会する医療保険の保険者等

- また、石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して死亡したことを確認するため、機構から法務局等に対し、死亡届の記載事項証明を求める必要がある。

- さらに、徴収関係では、機構が第二項一般拠出金を徴収するに当たり、船員保険の実務を行っている社会保険庁からの船舶所有者に関する情報提供が必要である。

- なお、行政機関は、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）により、保有個人情報を利用目的以外の目的で利用、提供することが原則として禁止されているが、法令に基づく場合には提供することができることとされている。（同法第 8 条第 1 項）

期間の計算（第 82 条関係）

1 趣旨

- 本条は、期間の計算に関して、民法の期間の計算に関する規定を準用することを定めるものである。公法においても、期間について特段の定めのない場合には、解釈上民法の期間の計算の例によることとなるので、本条は、いわば入念規定である。

2 概要

- 本制度上期間の定めのあるのは、救済給付の請求の期限、船舶所有者の一般拠出金の納付の期限等であるが、これらの期間の計算も一般に民法の期間の計算方法に従って行われることとしている。

戸籍事項の無料証明（第 83 条関係）

1 趣旨

- 本条は、戸籍事務を所掌する市町村長等が、救済給付等の支給を受けようとする者に対して、必要な戸籍事項の無料証明を行うことができる旨定めるものである。

2 概要

- 戸籍事務の手数料に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条において、全国的に統一して定めることが特に必要な事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされており、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）において、戸籍事務の手数料の標準が定められている。
- したがって、市町村長が手数料を減免する際には、条例の制定が必要である。本条は、公害健康被害補償法（第 143 条）等の他の制度の例に倣い、救済給付等を受けようとする者の負担を軽減するため、市町村長の条例により戸籍の証明に関する手数料を免除することができることとする旨を定めるものである。

経過措置の命令委任（第 84 条関係）

趣旨及び概要

本条は、本法に基づき命令を制定し又は改廃する場合には、命令で合理的に必要な範囲内において経過措置を定めることができることを規定したものである。

命令への委任（第 86 条関係）

趣旨及び概要

本条は、本法の施行細目を命令で定めることを規定したものである。本法においてはそれぞれの条において必要に応じて命令に委任しているが、それらの規定により委任された事項以外の事項について、本条により包括的に命令へ委任することとしたものである。

秘密保持義務違反の罰則（第 87 条関係）

1 趣旨

- 本条は、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、その職務上知り得た秘密を漏らした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する旨を定めたものである。

2 概要

- 機構の行う業務は、極めて高い公共性を有し、かつ、その業務運営を通じて、健康被害者のプライバシー（健康や生活に関する秘密）に触れる機会があることから、機構に対する信頼を保持し、制度の円滑な運営を維持するため、これらの者に対しては、第 58 条において、職務上の秘密保持義務を課しているところである。本条は、この秘密保持義務に違反した者に罰則を科すこととしたものであり、国家公務員法等をならって、懲役を含む重い刑としている。
- なお、罰金の額については、最近の用例では、50 万円とする例が多い（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 17 年法律第 71 号）等の独立行政法人個別法、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号） etc.）ことから、本法においても 50 万円とする。

事業主等に関する罰則（第 88 条第 1 項関係）

1 趣旨

- 本項は、労災保険適用事業主が、
 - ① 第一項一般拠出金の徴収に関して、第 38 条第 1 項において準用する徴収法第 42 条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
 - ② 第一項一般拠出金の徴収に関して、第 38 条第 1 項において準用する徴収法第 43 条第 1 項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - ③ 特別遺族給付金の支給に関して、第 73 条第 1 項の規定による報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
 - ④ 特別遺族給付金の支給に関して、第 73 条第 2 項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- に、これを罰することを規定するとともに、労働保険事務組合又は労災保険法第 35 条第 1 項に規定する団体（一人親方等若しくは特定作業従事者に係る特別加入者の団体）が、これらの行為を行った場合の当該労働保険事務組合又は労災保険法第 35 条第 1 項に規定する団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者についても同様とすることを規定するものである。

2 概要

- 労災保険適用事業主、労働保険事務組合又は労災保険法第 35 条第 1 項に規定する団体が本項に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとしている。

労働保険事務組合に関する罰則（第 88 条第 2 項関係）

1 趣旨

- 本項は、労働保険事務組合が、第 38 条第 3 項において準用する徴収法第 36 条の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合に、これを罰することを規定するものであり、準用した徴収法の規定に違反した労働保険事務組合に対する罰則規定になったものである。

2 概要

- 労働保険事務組合が本項に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとしている。

船舶所有者、特別事業主に対する

報告徴収等に係る罰則（第 88 条第 3 項関係）

1 趣旨

- 本項は、船舶所有者又は特別事業主が、拠出金の徴収に関して、機構から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は機構の職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、これを罰することを規定するものである。

2 概要

- 本項の対象となる船舶所有者及び特別事業主が、上記の違反を行った場合、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとしている。

**被認定者等、診療を行なった者等に対する
報告徴収等に係る罰則（第 89 条第 1 項関係）**

1 趣旨

- 本項は、以下に掲げる場合に、これを罰することを規定するものである。
 - ① 認定又は救済給付を受け、又は受けようとする者が、機構から求められた報告をせず、又は文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合、
 - ② 診療等を行った者等が、機構から求められた報告をせず、診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

2 概要

- 本項の対象となる認定若しくは救済給付を受け、若しくは受けようとする者、又は診療等を行った者等が、上記の違反を行った場合、6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処するものとしている。

両罰規定（第 90 条関係）

1 趣旨

- 本条は、両罰規定である。

2 概要

- 本条は、いわゆる両罰規定であり、次の①～⑥の違反行為の前提となる命令等の相手方は、事業者や医療機関であり、通常は法人である場合が予想されるので、これらの法人についても罰則を科すこととしたものである。
 - ① 船舶所有者又は特別事業主が、抛出金の徴収に関して、機構からの命令に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は機構の職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - ② 労災保険適用事業主、労働保険事務組合等が、厚生労働大臣から報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
 - ③ 労災保険適用事業主、労働保険事務組合等が、厚生労働省の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - ④ 診療等を行った者等が、機構から報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は機構の職員から質問をされて、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
 - ⑤ 労災保険適用事業主、労働保険事務組合等以外の関係者、つまり事業場の職員が、厚生労働省の職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - ⑥ 診療等を行った者等が、厚生労働大臣から報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは

虚偽の答弁をした場合

機構が認可を受けず滞納処分を行った場合の罰則

(第 91 条関係)

1 趣旨

- 本条は、機構が環境大臣の認可を受けずに滞納処分をした場合に、これを罰することを規定したものである。

2 概要

- 機構が上記の違反を行った場合、機構の役員は、20 万円以下の過料に処するものとしている。

施行期日（附則第1条関係）

1 趣旨

- 本条は、本法の施行期日について定めたものである。

2 概要

- 石綿へのばく露による中皮腫や肺がんは重篤であるとともに発症から1～2年で死亡する非常に予後の悪い疾病であるため、迅速な救済が求められている。

政府においては、平成17年12月27日にアスベスト問題に関する関係閣僚会合で取りまとめられた「アスベスト問題に係る総合対策」を一刻も早く実施すべく必要な取組が進められ、この総合対策の一環として、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として本法が制定された。

- このような石綿による健康被害者に対する迅速な救済に対する社会的要請にかんがみ、本法を一刻も早く施行させることとし、その施行日は平成18年3月31日までの間において政令で定める日とした。これを受け、平成18年3月10日公布の「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令（平成18年政令第36号）」により、施行日は平成18年3月27日と定められた。

- なお、本制度は、制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点から、平成17年度内に政府が基金に交付金を交付するため、これに係る規定は公布の日から、また、事業者に対する周知期間を考慮して、拠出金徴収に係る規定及びこれに附帯する規定は平成19年4月1日から施行するものとした。条ごとの具体的な施行日は以下のとおり。

① 公布の日

第1章（目的・定義）

第2章第2節第1款（基金等）
第5章 第84条（経過措置の命令委任）
第86条（命令への委任）
附則第2条（認定の申請に関する経過措置）
附則第3条（国庫の負担の特例）
附則第5条（施行前の準備）
附則第10条（労働保険特別会計法の一部改正）
附則第12条（環境基本法の一部改正）
附則第13条（環境省設置法の一部改正）
附則第14条（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

② 平成18年3月31日までの間において政令で定める日（平成18年3月27日）

第2章第1節（救済給付）
第2章 第52条（被認定者等に対する報告の徴収等）
第53条（受診命令）
第54条（救済給付の支給の一時差止め）
第55条（保険医療機関等に対する報告の徴収等）
第56条（診療を行った者等に対する報告の徴収等）
第58条（秘密保持義務）
第3章（特別遺族給付金）
第4章 第75条（第1項第2号を除く。）（審査請求）
第77条（不服申立てと訴訟との関係）
第78条（特別遺族給付金に係る審査請求等）
第79条（準用）
第5章 第80条（調査及び研究）
第81条（公務所等への照会）
第82条（期間の計算）
第83条（戸籍事項の無料証明）
第85条（権限の委任）
第6章 第87条（機構の秘密保持義務違反に係る罰則）
第88条第1項第3号及び第4号
（労災保険適用事業主に対する罰則）
第89条（被認定者等、診療を行った者等、労災保険適用事業主及び労働保険事務組合以外の者に対する罰則）

第90条（第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）に係るもの以外）（両罰規定）

附則第6条（見直し）

附則第7条（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

附則第8条（住民基本台帳法の一部改正）

附則第9条（社会保険労務士法の一部改正）

附則第11条（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

附則第15条（障害者自立支援法の一部改正）

③ 平成19年4月1日

第2章第2節第2款（一般拠出金）、第3款（特別拠出金）

第2章 第57条（船舶所有者等に対する報告の徴収等）

第4章 第75条第1項第2号（審査請求）

第76条（異議申立て）

第6章 第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）（労災保険適用事業主及び労働保険事務組合に対する罰則）

第90条（第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）に係るもののみ）（両罰規定）

第91条（機構に対する罰則）

附則第4条（有期事業に関する特例）

施行直後に申請せずに死亡する被害者のための経過措置 (附則第2条関係)

1. 趣旨

- 本制度は、制度施行前に発症し、死亡した被害者の遺族に対しては、その請求に基づき特別遺族弔慰金等が支給され、また、制度施行前に発症し、施行後2年以内に死亡した被認定者の遺族に対しては、その請求に基づき救済給付調整金が支給される。他方、現に健康被害を受けている者については、認定の申請を行い、認定を受けた後、その請求に基づき、医療費、療養手当及び死亡時に葬祭料が支給される。

しかしながら、現に健康被害を受けている者が、制度施行直後に認定の申請及び給付の請求を一切できずに死亡した場合には、何ら救済給付を受けることができない。本条はこのような事例による不公平な状況を緩和するために、申請について一定の経過措置を設ける旨を規定したものである。

2. 概要

- このような事例を緩和するために、以下のような経過措置を設けることとした。
 - ・ 施行日（平成18年3月27日）の1週間前から施行日の前日までの間、第4条の認定を受けようとする者は申請を行うことができることとした。
 - ・ 当該経過措置の規定により申請があったときは、施行日に第4条第2項の規定により申請があったものとみなす。これにより、本条の規定に基づき申請を行った者が施行後に第4条第2項の規定による認定を受けたときは、その認定の効力は施行日に遡って生ずることとなる。
- 今回の救済制度については、石綿による健康被害の迅速な救済を行うことへの社会的な要請を受け、一刻も早く法律を施行させることが必要であるため、その施行日を3月31日までの間において政令で定める日（平成18年3月27日）としている。

しかしながら、法律成立から施行までの周知期間が短いこともあり、

このような事例が生じることは否めないことから、経過措置として施行日よりも一週間前に申請を受け付けることとしたものである。

国庫の負担の特例（附則第3条関係）

1 趣旨

第34条において、国庫は、毎年度、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収事務費の一部を負担することとされている。本条は、平成18年度においては、当該徴収事務費の「一部」ではなく「全部」を負担することとなっているため、第34条の特例規定を設けるものである。

2 概要

- 労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収事務費については、国費（1/2）と労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金の一部（1/2）で賄うこととなっている。
- 一方、平成18年度の事務費（救済制度全体の事務費）については、全額国庫負担することとなっており、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収事務費についても全額国庫負担することとなる。

有期事業に対する特例（附則第4条関係）

趣旨及び概要

- 第一項一般拠出金の徴収に係る規定は、平成19年4月1日より施行する予定であり、事業主は、この日以降に第一項一般拠出金の納付義務が生じることとなる。

ところが、有期事業の事業主については、継続事業の事業主と異なり、その保険関係が消滅した日（事業の終了した日）より50日以内に納付することとされており、第一項一般拠出金の納付義務が発生する時期は事業ごとに異なる。

このため、有期事業の事業主についても、継続事業と同様に平成19年4月1日より納付義務が生じることとするための措置を講じる必要がある。

具体的な措置については、①平成19年4月1日以降に保険関係が成立（事業を開始）した事業、又は、②平成19年4月1日以降に保険関係が消滅（事業を終了）した事業を対象とすることが考えられる。

この点について、

- ・ 有期事業は事業ごとに事業期間も異なり、数年にわたる事業も想定されうることから、仮に②とした場合は、数年分の賃金総額を拠出金の算定基礎として用いることとなってしまう。
- ・ 上記の問題を避けるため、本法の公布日以降に保険関係が成立した事業を対象とした場合、逆に事業期間が短い事業については平成19年4月1日までに納付期間が終了してしまうほか、納付期間が平成19年4月1日をまたがる場合にも不都合が生じる。

- これを踏まえ、本条は、①のとおり、平成19年4月1日以降に保険関係が成立した事業を第一項一般拠出金の納付の対象とすることとしている。

施行前の準備（附則第5条関係）

- 環境大臣は、第37条第3項及び第48条第1項の政令（一般拠出金の算定方法及び特別拠出金の額の算定方法）の制定に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。
一方、第37条第3項及び第48条第1項の規定は、附則第1条第2号において、事業主からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収が開始される平成19年4月1日から施行することとされている。
- このため、平成19年4月1日前に第37条第3項及び第48条第1項の政令の制定に当たって中央環境審議会の意見を聴くことができないこととなるため、本条は、平成19年4月1日前においても中央環境審議会の意見を聴くことができることとするものである。

見直し（附則第6条関係）

1 趣旨

- 本条は、本法の見直しについて定めるものである。

2 概要

- 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。」とされている。

本制度においては、施行後5年以内に、制度全体について見直すものとする。

（参考）

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（抄）

平成17年3月25日閣議決定

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

② 規制改革手法の見直し

ウ 規制の把握と公開

（前略）

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らし

て適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正（附則第7条関係）

改正の趣旨及び概要

- 本条の規定は、機構が、保険医療機関等に医療費の額を支払うに当たって、その額について社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に意見を求めたときは、支払基金は意見を述べ、また、支払に関する事務を委託されたときは、支払基金は必要な事務を行うことができる旨の改正を行うものである。

- 社会保険診療報酬支払基金法（以下「支払基金法」という。）第15条は、支払基金の業務について定める規定であるが、そのうち同条第2項においては、支払基金が、一定の法律の規定により保険医療機関に支払うべき診療報酬の額等の決定について意見を求められたときには意見を述べるとともに、一定の法律の規定により診療報酬等の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる旨規定されており、同項中において支払基金にこれらの業務を委託等している法律の該当規定が列挙されている。

住民基本台帳法の一部改正（附則第8条関係）

1 改正の趣旨

- 本条は、厚生労働省又は機構から住民の居住関係の確認のための求めがあったときに、都道府県知事が本人確認情報を提供するものとする旨の改正を行うものである。

2 改正の概要

- 住民基本台帳法において、都道府県知事は、同法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。
- 本制度において、認定や救済給付の支給の決定に際しては、被認定者等の生存の確認や住所、氏名の変更等の確認等を行う必要があり、必要に応じて被認定者等の生存等を確認できるよう、住民基本台帳法の別表第一に、厚生労働省又は機構が行う、以下の認定又は給付に関する事務の処理を追加することとしている。

①厚生労働省の行う給付

- ・遺族特別給付金（第59条第1項）

②機構が行う給付等

- ・救済給付（第3条）
- ・認定（第4条第1項及び第20条第1項）

社会保険労務士法の一部改正（附則第9条関係）

1 改正の趣旨

社会保険労務士が業として行うことのできる業務は、社会保険労務士法第2条第1項において定められており、このうち、同項第1号から第1号の3は「労働社会保険諸法令」に基づく申請書の作成等を規定している。

したがって、「労働社会保険諸法令」に基づかない申請書の作成等については、社会保険労務士は業としては行うことができないこととなる。

本条は、労働社会保険諸法令を列挙した別表第1に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を加えることにより、第一項一般拠出金の申告書及び特別遺族給付金の支給申請書等について、社会保険労務士が作成等できることとするものである。

2 改正の概要

石綿による健康被害の救済に関する法律における申請等のうち、

- ・ 第一項一般拠出金の申告納付（第38条）
- ・ 特別遺族給付金の支給の申請（第59条）等

については、第一項一般拠出金は労災保険適用事業主より労働保険と併せて申告納付させることにより徴収すること、特別遺族給付金の支給費用は労働保険の事業に要する費用とみなしていることなどから、労働社会保険諸法令（労働に関する法令）に基づくものと考えることが可能である。

このため、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条及び第59条を社会保険労務士法別表第1に位置づけることとする。

※「等」には、法第76条の規定による異議申立て等が含まれる。

労働保険特別会計法の一部改正（附則第10条関係）

改正の趣旨及び概要

- 周辺住民等に係る石綿健康被害の救済のための費用については、直接の加害者の特定が難しい一方、石綿が建材、水道管、自動車等といったありとあらゆる産業インフラにおいて幅広く用いられ、産業界全体が石綿を利用することにより経済的利得を得てきたという状況を踏まえ、国と地方に加え、労働者を雇っている全事業主からも拠出を求めることとしている。
- 労災保険適用事業主より労働保険適用徴収システムを活用して徴収する第一項一般拠出金については、労働保険料とは異なる性格を有する徴収金であるが、徴収事務やコストを勘案して労働保険料と併せて徴収することとし、その徴収に関する経理を労働保険特別会計で行うこととする。
- 本条は、労働保険特別会計法の附則において、同法の本来の目的の例外として、当分の間、第一項一般拠出金の徴収に関する政府の経理を行うこととする旨の規定を設けるものである。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正（附則第 11 条関係）

1 改正の趣旨

- 本制度においては、認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してすることとしている。公害健康被害補償不服審査会の扱う事務の範囲は公害健康被害の補償等に関する法律において規定されているため、本制度による審査請求を事務の範囲に追加した。
- また、
 - ・ 公害健康被害補償不服審査会の案件処理能力が現在既に不足しつつあること
 - ・ 石綿による健康被害に関する審査請求案件は今後増加が見込まれること
 - ・ 石綿関連疾病に係る審査は、公害健康被害補償不服審査会が従来取り扱ってきた、硫黄酸化物や水銀などに起因する疾病とは異なる医学的知見が求められることから、迅速かつ効率的に審査を行えるよう、本条は、公害健康被害補償不服審査会の下に専門の事項を調査審議させるための専門委員を設けることとしたものである。

2 改正の概要

- 公害健康被害補償不服審査会の扱う事務に、本制度による審査請求を追加した。
- 現在、公害健康被害補償不服審査会は法学と医学の専門家からなる 4 名の常勤委員、2 名の非常勤委員で構成されている。定例の委員会は月に 1 回程度であり、委員は担当事案について法学者と医学者が含まれるよう 3 名ずつの合議で常時審査を行っている。
現状においては、事務局が法律上位置付けられておらず、委員自らが直接多くの事務を行う形式になっていることもあり、年間 15、6 件程度の処理を行い、かつ、継続中の未処理案件が 100 件程度となって

いる（平成 17 年末時点）。

- このような現状を踏まえると、今回石綿被害者救済制度における原処分に対する審査請求先として公害健康被害補償不服審査会を活用する場合、件数によっては処理能力の拡充が必要となる可能性がある。
- また、石綿関連疾病については、その潜伏期間が長いこと、とりわけ肺癌については石綿起因であるか否かの判定が極めて難しいことから、これらの分野に精通した者による審査が求められる。
- そこで、事前の調査を十分に行わせることによって審査会の案件処理能力を補い、また、石綿関連疾病特有の医学的知見を補うため、公害健康被害補償不服審査会の下に専門委員を設けることとしたものである。

環境基本法の一部改正（附則第 12 条関係）

改正の趣旨及び概要

- 中央環境審議会の所掌事務のうち、別の法律によりその権限に属させられた事務については、環境基本法第 41 条第 2 項第 3 号に列記することとなっている。
- **本条は、本則に基づき中央環境審議会の権限に属させられた事項を中央環境審議会の審議事項に加える旨の改正を行うものである。**

環境省設置法の一部改正（附則第 13 条関係）

1 改正の趣旨

- 本条は、環境省の所掌事務に、「石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）」を追加する旨の改正を行うものである。（環境省設置法第 4 条関係）
また、地方環境事務所が、認定の申請及び救済給付の支給の請求の受付を行えるよう、必要な改正を行うものである。

2 改正の概要

- 本制度の事務は、設置法第 4 条各号の既存の個別規定（同条第 1 号～第 19 号、第 21 号～第 23 号）では読めず、包括規定で読むとすれば第 20 号（「専ら環境の保全を目的とする事務及び事業」）となる。
- しかしながら、包括規定に含まれることとされている他の事務に比して、今回の事務は、規模や重要度が格段に大きいこと、対外的に政府の責任を明確にすることが求められていること等から、新たに号立てして明示すべき事務と考えられたものである。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正（附則第 14 条関係）

1 改正の趣旨

- 本条は、機構に本法による救済給付の給付等の業務を行わせるため、独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正するものである。

2 改正の概要

（1）目的の改正（第 3 条関係）

- 機構の目的に、「石綿による健康被害の救済」を加える。

（2）業務の改正（第 10 条関係）

- 機構の業務の範囲に、石綿による健康被害の救済に関する業務を加える。
- 具体的に規定するのは、
 - ① 認定
 - ② 救済給付の支給
 - ③ 事業主からの拠出金の徴収としている。機構が行う業務としては、この他に報告徴収、滞納処分等があるが、これらについては①、②及び③に附帯する業務であることから、これと別に規定することはしていない。

（3）業務の委託の追加（第 10 条の 2 関係）

- 認定の申請及び救済給付の支給の請求の受付業務を保健所等に行わせることができるよう、機構は、地方公共団体等に対し、業務の一部を委託することができる旨の規定を設けることとした。

（4）区分経理の改正（第 12 条関係）

- (2) に掲げる業務について区分経理とする。

(5) 石綿健康被害救済基金（第 16 条の 2 関係）

- 機構は、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるため、石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第 31 条第 2 項の規定に基づき、金額の組入れ及び費用の支弁を行うものとする。具体的には、政府からの交付金、都道府県からの拠出金、船舶所有者からの一般拠出金、厚生労働大臣からの交付金（労災保険適用事業主からの一般拠出金）、特別事業主からの特別拠出金、不正利得の徴収金及び石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額から石綿健康被害救済法の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額を組み入れ、救済給付の支給に要する費用を支弁するものとされている。

- (4) のとおり、石綿による健康被害の救済に関する業務の経理を行うため、機構に新たな勘定を設けることとしており、石綿健康被害救済基金は、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるため、新たな勘定の中に設けられるものである。また、石綿健康被害救済法の規定により機構が行う業務（石綿健康被害救済業務）の事務の執行に要する費用（以下「事務費」という。）は、石綿健康被害救済基金には繰り入れられず、新たな勘定で経理されることとなっている。これは、救済給付の支給の業務に要する費用については、毎年度の必要額がどの程度となるか見込むことが困難であることから、一定の資金のたまり（基金）を作ることになじむものであるが、事務費は基本的に当該年度で費消するものであるため、基金に繰り入れることは適当でないからである。

なお、厚生労働大臣が行う労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用（徴収事務費）については、国庫の負担（第 34 条）及び労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金の一部（第 36 条）をもって充てることとしている。

- また、石綿健康被害救済基金の運用については、独立行政法人通則法第 47 条及び第 67 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定を準用することとしており、具体的には、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券の取得、②銀行その他主務大臣の指定す

る金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの以外は運用してはならないこととしている。

(6) 罰則の改正（第 22 条関係）

- 機構が、石綿健康被害救済基金の運用に際して、独立行政法人通則法第 47 条及び第 67 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定に違反した場合の罰則を追加する。

(7) 基金の事務費への充当（附則第 29 条関係）

- 附則第 29 条は、事務費に不足が生じた場合の取扱いについて定めたものであり、機構は、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、事務費に充てることができることとするものである。
- 石綿健康被害救済基金は、本来、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるために設けられるものであり、事務費に充当することはできないものである。しかしながら、制度施行当初は、第 4 条第 1 項の認定（医療費に係る認定）及び第 22 条第 1 項の認定（特別遺族弔慰金等に係る認定）の申請や、救済給付の請求が集中することが見込まれるほか、新たな事務であるがゆえに想定外の費用が生じることも考えられる。このため、事務費に不足が生じた場合、機構は、当分の間、石綿健康被害救済基金の一部を事務費に充当することができることとしたものである。

障害者自立支援法の一部改正（附則第 15 条関係）

改正の趣旨及び概要

- 附則第 7 条において社会保険診療報酬支払基金法の一部改正を行っているが、支払基金法第 15 条第 2 項に列挙されている法律の順序は、事務の委託等を追加する法律の規定の施行日順となっている。
- 本法の施行日は、平成 18 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日（平成 18 年 3 月 27 日）とされているため、障害者自立支援法附則第 94 条の施行に先立って、本法の附則第 7 条による支払基金法の改正が行われることとなる。
このため、この施行の順に規定されるよう、本条において、障害者自立支援法附則第 94 条の改正規定を改正することとしている。